

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2015年9月1日
(第55期)	至	2016年8月31日

株式会社ファーストリテイリング

(E03217)

第55期（自2015年9月1日 至2016年8月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ファーストリテイリング

目 次

頁

第55期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【販売及び仕入の状況】	15
3 【対処すべき課題】	19
4 【事業等のリスク】	20
5 【経営上の重要な契約等】	21
6 【研究開発活動】	21
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	22
第3 【設備の状況】	23
1 【設備投資等の概要】	23
2 【主要な設備の状況】	24
3 【設備の新設、除却等の計画】	27
第4 【提出会社の状況】	28
1 【株式等の状況】	28
2 【自己株式の取得等の状況】	55
3 【配当政策】	56
4 【株価の推移】	56
5 【役員の状況】	57
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	60
第5 【経理の状況】	67
1 【連結財務諸表等】	68
2 【財務諸表等】	129
第6 【提出会社の株式事務の概要】	140
第7 【提出会社の参考情報】	141
1 【提出会社の親会社等の情報】	141
2 【その他の参考情報】	141
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	142

監査報告書 巻末

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年11月25日
【事業年度】	第55期（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）
【会社名】	株式会社ファーストリテイリング
【英訳名】	FAST RETAILING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 柳井 正
【本店の所在の場所】	山口県山口市佐山717番地1 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂9丁目7番1号ミッドタウン・タワー（東京本部）
【電話番号】	03(6865)0050（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ上席執行役員 CFO 岡崎 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	移行日	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	2012年9月1日	2013年8月	2014年8月	2015年8月	2016年8月
売上収益 (百万円)	—	1,142,971	1,382,935	1,681,781	1,786,473
営業利益 (百万円)	—	134,101	130,402	164,463	127,292
税引前利益 (百万円)	—	155,732	135,470	180,676	90,237
当期利益 (親会社の所有者に帰属) (百万円)	—	104,595	74,546	110,027	48,052
当期包括利益 (親会社の所有者に帰属) (百万円)	—	205,660	75,517	163,871	△139,372
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	391,456	570,428	618,381	750,937	574,501
資産合計 (百万円)	604,397	901,208	992,307	1,163,706	1,238,119
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	3,843.30	5,598.12	6,067.40	7,366.07	5,634.35
基本的1株当たり当期利益 (円)	—	1,026.68	731.51	1,079.42	471.31
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	—	1,025.75	730.81	1,078.08	470.69
親会社所有者帰属持分比率 (%)	64.8	63.3	62.3	64.5	46.4
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	—	21.7	12.5	16.1	7.3
株価収益率 (倍)	—	31.1	44.5	45.6	77.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	99,474	110,595	134,931	98,755
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△62,584	△56,323	△73,145	△245,939
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△24,226	△44,060	△41,784	201,428
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	266,023	296,708	314,049	355,212	385,431
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	18,854 (19,485)	23,982 (23,535)	30,448 (25,705)	41,646 (27,219)	43,639 (26,282)

(注) 1. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第53期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

回次	日本基準		
	第51期	第52期	第53期
決算年月	2012年 8 月	2013年 8 月	2014年 8 月
売上高 (百万円)	928,669	1,143,003	1,382,907
経常利益 (百万円)	125,212	148,979	156,828
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	71,654	90,377	78,118
包括利益 (百万円)	96,501	205,329	82,066
純資産額 (百万円)	394,892	579,591	626,581
総資産額 (百万円)	595,102	885,800	977,609
1株当たり純資産額 (円)	3,797.04	5,489.86	5,958.54
1株当たり当期純利益 (円)	703.62	887.12	766.55
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	703.06	886.31	765.82
自己資本比率 (%)	65.0	63.2	62.1
自己資本利益率 (%)	20.4	19.1	13.4
株価収益率 (倍)	26.0	36.0	42.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	127,643	99,439	111,399
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△35,313	△63,901	△63,574
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△29,056	△23,945	△38,014
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	266,020	295,622	313,746
従業員数 (人)	18,854	23,982	30,448
(外、平均臨時雇用者数)	(19,485)	(23,535)	(25,705)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第53期の日本基準による諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	2012年 8 月	2013年 8 月	2014年 8 月	2015年 8 月	2016年 8 月
営業収益 (百万円)	78,454	91,570	77,438	119,071	99,289
経常利益 (百万円)	54,982	76,569	46,921	89,245	9,270
当期純利益 (百万円)	55,956	68,776	23,336	70,227	6,084
資本金 (百万円)	10,273	10,273	10,273	10,273	10,273
発行済株式総数 (株)	106,073,656	106,073,656	106,073,656	106,073,656	106,073,656
純資産額 (百万円)	284,314	335,754	332,255	376,007	345,773
総資産額 (百万円)	322,589	370,110	385,113	410,009	631,086
1株当たり純資産額 (円)	2,783.97	3,286.26	3,243.97	3,662.28	3,355.83
1株当たり配当額 (円)	260.00	290.00	300.00	350.00	350.00
(内、1株当たり 中間配当額) (円)	(130.00)	(140.00)	(150.00)	(175.00)	(185.00)
1株当たり当期純利益 (円)	549.48	675.09	228.99	688.96	59.68
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	549.04	674.48	228.77	688.11	59.60
自己資本比率 (%)	87.9	90.5	85.9	91.1	54.2
自己資本利益率 (%)	21.0	22.2	7.0	20.0	1.7
株価収益率 (倍)	33.2	47.3	142.1	71.5	608.9
配当性向 (%)	47.3	43.0	131.0	50.8	586.5
従業員数 (人)	781	924	1,088	1,234	1,131
(外、平均臨時雇用者数)	(84)	(103)	(114)	(119)	(126)

(注) 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 【沿革】

1949年3月、山口県宇部市に当社の前身である「メンズショップ小郡商事」を現代表取締役会長兼社長柳井正の実父柳井等が開業し、その後、経営基盤を整備するため法人化し、1963年5月「小郡商事株式会社」を設立いたしました。

1984年6月、広島県広島市にカジュアルウェアの販売店「ユニクロ袋町店」を出店し、カジュアルウェア販売店としての第一歩を踏み出しました。

現在に至るまでの沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
1963年5月	個人営業を引継ぎ、資本金6百万円にて小郡商事株式会社を設立し、本店を山口県宇部市大字小串63番地147（現 山口県宇部市中央町二丁目12番12号）におく
1984年6月	広島県第1号店を広島市に出店（ユニクロ袋町店、1991年閉店）し、「ユニクロ」という店名でカジュアルウェア小売業に進出
1991年9月	行動指針を表象するため、商号を小郡商事株式会社から株式会社ファーストリテイリングに変更
1992年4月	紳士服販売店OS本店をユニクロ恩田店（2001年閉店）に業態変更し、全店をカジュアルウェア販売店「ユニクロ」に統一
1994年4月	ユニクロ日本国内直営店舗数が100店舗を超える（直営店109店舗、フランチャイズ店7店舗）
1994年7月	広島証券取引所に株式を上場
1997年4月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
1998年2月	事業拡大に対応する本部機能充実のため、本社新社屋（山口県山口市佐山717番地1）を建設し移転
1998年11月	首都圏初の都心型店舗を東京都渋谷区にユニクロ原宿店出店（2007年閉店）
1999年2月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
1999年4月	生産管理業務のさらなる充実を図るため、中国上海市に上海事務所を開設
2000年4月	東京都渋谷区に東京本部を開設
2000年6月	お客様の利便性向上と当社商品の認知度向上のため、首都圏JR東日本駅内にユニクロ商品を販売する店舗を開店する業務提携を東日本旅客鉄道株式会社および東日本キヨスク株式会社と締結
2000年10月	新たな販売チャンネル開拓とお客様の利便性を高めるため、インターネット通信販売業務を開始
2001年9月	FAST RETAILING (U.K.) LTDが英国ロンドン市に4店舗をオープンし、英国における営業を開始
2002年9月	迅銷(江蘇)服飾有限公司が中国上海市に2店舗をオープンし、中国における営業を開始
2003年8月	FAST RETAILING (U.K.) LTDから営業業務を引継ぐため、UNIQLO (U.K.) LIMITED（現UNIQLO EUROPE LIMITED）を設立
2004年1月	キャリアアパレルブランド「Theory」を展開する株式会社リンク・ホールディングス（現 株式会社リンク・セオリー・ジャパン）に出資
2004年8月	資本準備金7,000百万円を資本金に組み入れ、資本金を10,273百万円に増資
2004年11月	UNIQLO USA, Inc. を設立
2004年12月	ロッテショッピング社（韓国）との間で合弁会社、FRL Korea Co., Ltd. を設立
2005年3月	UNIQLO HONGKONG, LIMITEDを設立
2005年4月	FR FRANCE S.A.S.（現 FAST RETAILING FRANCE S.A.S.）及びGLOBAL RETAILING FRANCE S.A.S.（現 UNIQLO EUROPE LIMITED）を設立
2005年5月	フランスを中心に欧州でフレンチカジュアルブランド「COMPTOIR DES COTONNIERS（コントワー・デ・コトニエ）」を展開するNELSON FINANCES S.A.S.（現 COMPTOIR DES COTONNIERS S.A.S.）の経営権を取得し、子会社化
2005年11月	ユニクロ事業の再強化及び新規事業の拡大を目的として、持株会社体制に移行
2006年2月	フランスの代表的なランジェリーブランド「PRINCESSE TAM.TAM（プリンセス タム・タム）」を展開するPETIT VEHICULE S.A.S.（現 PRINCESSE TAM TAM S.A.S.）の株式を取得し、子会社化
2006年3月	「ユニクロ」に次ぐブランド開発として、より低価格なカジュアル衣料品を販売する新ブランド運営会社株式会社ジーユーを設立
2006年11月	ユニクロ初の1000坪のグローバル旗艦店、「ユニクロ ソーホー ニューヨーク店」を出店
2007年3月	ユニクロ日本初の1000坪級の大型店、「ユニクロ神戸ハーバーランド店」（2012年閉店）を出店
2007年11月	ヨーロッパ初のグローバル旗艦店、「311 オックスフォード ストリート店」をロンドンに出店

年月	概要
2007年12月	パリ郊外ラ・デファンスにフランス初のユニクロ店舗を出店
2008年 8 月	シンガポール共和国におけるユニクロ事業拡大のため、Wing Tai Retail社と合併会社を設立
2009年 3 月	株式会社リンク・セオリー・ホールディングス(現 株式会社リンク・セオリー・ジャパン) を公開 買い付けにより子会社化
2009年 3 月	世界的なファッションデザイナー ジル・サンダー氏とユニクロ商品のデザインコンサルティング契約締結
2009年 4 月	シンガポール共和国における1号店、「タンパニーズ ワン店」を出店
2009年10月	ユニクログローバル旗艦店、「パリ オペラ店」を出店
2010年 3 月	台湾におけるユニクロ店展開のため、台湾に100%子会社を設立
2010年 4 月	ロシアにおけるユニクロ1号店、「ユニクロ アトリウム店」をモスクワに出店
2010年 5 月	ユニクログローバル旗艦店、「上海 南京西路店」を出店
2010年10月	日本初のユニクログローバル旗艦店、「心斎橋店」を出店
2010年10月	ジーユー初の旗艦店、「心斎橋店」を出店
2010年10月	台湾初のユニクロ店舗を台北に出店
2010年11月	マレーシア初のユニクロ店舗をクアラルンプールに出店
2011年 2 月	ファーストリテイリングが国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と全商品リサイクル活動などの活動強化のため、グローバルパートナーシップの締結を合意
2011年 3 月	東日本大震災の被災地へユニクロ、ジーユーの商品を寄贈
2011年 9 月	タイ王国初のユニクロ店舗をバンコクに出店
2011年 9 月	台北にユニクロのグローバル旗艦店、「明曜百貨店」を出店
2011年10月	ニューヨークにユニクロのグローバル旗艦店、「ニューヨーク 5 番街店」を出店
2011年11月	ソウルにユニクロのグローバル旗艦店、「明洞中央店」を出店
2012年 3 月	ユニクロのグローバル旗艦店、「銀座店」を出店
2012年 6 月	フィリピン共和国初のユニクロ店舗をマニラに出店
2012年 9 月	ユニクロのグローバル繁盛店、「ビックロ新宿東口店」を出店
2012年10月	米国西海岸初の店舗、「サンフランシスコ ユニオンスクエア店」を出店
2012年12月	米国ロサンゼルスを拠点にプレミアム・デニムを中心に展開する、J Brand Holdings, LLCの過半数持分を取得
2013年 4 月	ユニクロのグローバル旗艦店、「ユニクロ リー・シアター店」を出店
2013年 6 月	インドネシア共和国初のユニクロ店舗、「ユニクロ ロッテ ショッピング アベニュー店」を出店
2013年 9 月	上海にユニクロのグローバル旗艦店、「ユニクロ上海店」を出店
2013年 9 月	ジーユー海外進出の第一歩として「上海店」を出店
2014年 3 月	香港証券取引所メインボード市場にHDR（香港預託証券）を上場
2014年 3 月	ユニクロのグローバル繁盛店、「池袋サンシャイン60通り店」を出店
2014年 4 月	オーストラリア初のユニクロ店舗をメルボルンに出店
2014年 4 月	ドイツ初のユニクロ店舗、「タウエンツィーン店」（グローバル旗艦店）をベルリンに出店
2014年 4 月	ユニクロのグローバル繁盛店、「御徒町店」を出店
2014年10月	ユニクロのグローバル繁盛店、「吉祥寺店」を出店
2014年10月	ユニクロのグローバル旗艦店、「UNIQLO OSAKA」を出店
2015年 4 月	ファーストリテイリングが大和ハウス工業株式会社と次世代物流事業を推進するために株式会社オンハンドを設立
2015年 9 月	ファーストリテイリングがアクセント株式会社とIT事業を推進するために株式会社ウェアレクスを設立
2015年10月	ベルギー初のユニクロ店舗をアントワープに出店
2015年10月	米国中西部初のユニクロ旗艦店、「シカゴ ミシガンアベニュー店」を出店
2015年12月	無担保普通社債2,500億円を発行
2016年 3 月	英国のユニクログローバル旗艦店、「311オックスフォードストリート店」をリニューアルオープン
2016年 4 月	有明に次世代物流センターが竣工

3 【事業の内容】

当社グループは、株式会社ファーストリテイリング（当社）、連結子会社120社及び持分法適用会社1社により構成されております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

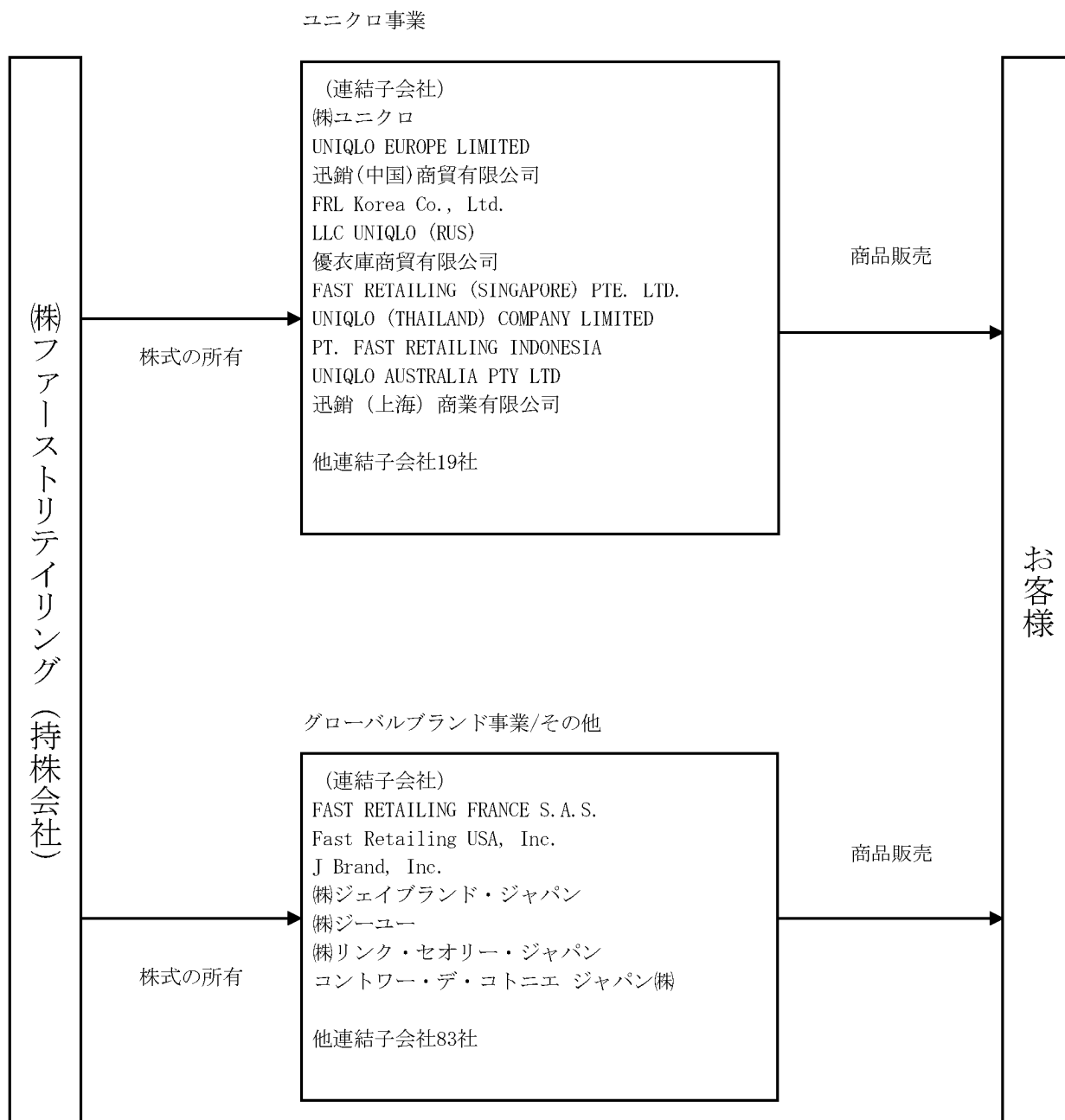
なお、報告セグメントの区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

区分	会社名	報告セグメント
持株会社	(株)ファーストリテイリング（当社）	その他
主な連結子会社	(株)ユニクロ（連結子会社）	国内ユニクロ事業
	UNIQLO EUROPE LIMITED（連結子会社）	海外ユニクロ事業
	迅銷（中国）商贸有限公司（連結子会社）	海外ユニクロ事業
	FRL Korea Co., Ltd.（連結子会社）	海外ユニクロ事業
	LLC UNIQLO (RUS)（連結子会社）	海外ユニクロ事業
	優衣庫商贸有限公司（連結子会社）	海外ユニクロ事業
	FAST RETAILING (SINGAPORE) PTE. LTD.（連結子会社）	海外ユニクロ事業
	UNIQLO (THAILAND) COMPANY LIMITED（連結子会社）	海外ユニクロ事業
	PT. FAST RETAILING INDONESIA（連結子会社）	海外ユニクロ事業
	UNIQLO AUSTRALIA PTY LTD（連結子会社）	海外ユニクロ事業
	迅銷（上海）商業有限公司（連結子会社）	海外ユニクロ事業
	FAST RETAILING FRANCE S.A.S.（連結子会社）	グローバルブランド事業
	Fast Retailing USA, Inc.（連結子会社）	海外ユニクロ事業 /グローバルブランド事業
	J Brand, Inc.（連結子会社）	グローバルブランド事業
	(株)ジェイブランド・ジャパン（連結子会社）	グローバルブランド事業
	(株)ジーユー（連結子会社）	グローバルブランド事業
	(株)リンク・セオリー・ジャパン（連結子会社）	グローバルブランド事業
	コントワー・デ・コトニエ ジャパン(株)（連結子会社）	グローバルブランド事業
	他連結子会社102社	海外ユニクロ事業 /グローバルブランド事業 /その他
持分法適用関連会社	他持分法適用関連会社1社	その他

- (注)
- 1 ユニクロ事業とは、「ユニクロ」ブランドの国内・海外におけるカジュアル衣料品販売事業であります。
 - 2 グローバルブランド事業とは、衣料品の国内・海外における企画、販売及び製造事業等であります。
 - 3 他持分法適用関連会社1社は、2016年6月に当社が出資をした物流施設保有を目的とする投資法人であります。
 - 4 「その他」の区分に含まれる事業は、不動産賃貸業等であります。
 - 5 当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微判断については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

事業の系統図は次のとおりです。

[事業の系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合	関係内容	
					当社役員 の兼任(人)	資金援助 営業上の取引
(連結子会社)						
株式会社ユニクロ	山口県山口市	1,000,000千円	国内ユニクロ事業	100.0%	3	—
UNIQLO EUROPE LIMITED	英国ロンドン市	40,000千英ポンド	海外ユニクロ事業	100.0%	1	債務保証
迅銷(中国)商貿有限公司	中国上海市	20,000千米ドル	海外ユニクロ事業	100.0%	2	—
FRL Korea Co., Ltd.	韓国 ソウル特別市	24,000,000千ウォン	海外ユニクロ事業	51.0%	1	—
LLC UNIQLO (RUS)	ロシア連邦 モスクワ市	1,310,010千ルーブル	海外ユニクロ事業	100.0%	—	資金の貸付
優衣庫商貿有限公司	中国上海市	30,000千米ドル	海外ユニクロ事業	100.0%	2	—
FAST RETAILING (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール共和国	86,000千 シンガポールドル	海外ユニクロ事業	100.0%	1	—
UNIQLO (THAILAND) COMPANY LIMITED	タイ王国バンコク市	800,000千タイバーツ	海外ユニクロ事業	75.0% (75.0%)	—	—
PT. FAST RETAILING INDONESIA	インドネシア共和国 ジャカルタ市	115,236,000千 インドネシアルピア	海外ユニクロ事業	75.0% (75.0%)	—	—
UNIQLO AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア メルボルン市	21,000千 オーストラリアドル	海外ユニクロ事業	100.0% (100.0%)	—	資金の貸付
迅銷(上海)商業有限公司	中国上海市	35,000千米ドル	海外ユニクロ事業	100.0%	2	—
FAST RETAILING FRANCE S.A.S.	フランスパリ市	169,525千ユーロ	グローバルブランド 事業	100.0%	1	債務保証 資金の貸付
Fast Retailing USA, Inc.	米国 ニューヨーク州	30,000千米ドル	海外ユニクロ事業/ グローバルブランド 事業	100.0%	1	債務保証 資金の貸付
J Brand, Inc.	米国 カリフォルニア州	394,248千米ドル	グローバルブランド 事業	100.0% (100.0%)	1	—
株式会社ジェイブランド・ジャパン	山口県山口市	10,000千円	グローバルブランド 事業	100.0%	—	資金の貸付
株式会社ジーユー	山口県山口市	10,000千円	グローバルブランド 事業	100.0%	1	—
株式会社リンク・セオリー・ジャパン	山口県山口市	10,000千円	グローバルブランド 事業	100.0%	2	—
コントワー・デ・コトニエ ジャパン株式会社	山口県山口市	33,775千円	グローバルブランド 事業	100.0% (100.0%)	—	—
その他連結子会社102社	—	—	—	—	—	—
その他持分法適用関連会社1社	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 株式会社ユニクロ、UNIQLO EUROPE LIMITED、迅銷(中国)商貿有限公司、FRL Korea Co., Ltd.、LLC UNIQLO (RUS)、優衣庫商貿有限公司、FAST RETAILING (SINGAPORE) PTE. LTD.、UNIQLO (THAILAND) COMPANY LIMITED、PT. FAST RETAILING INDONESIA、UNIQLO AUSTRALIA PTY LTD、迅銷(上海)商業有限公司、FAST RETAILING FRANCE S.A.S.、Fast Retailing USA, Inc.及びJ Brand, Inc.は特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. 株式会社ユニクロ、迅銷(中国)商貿有限公司及び株式会社ジーユーについては、売上収益（連結会社相互間の内部売上収益を除く。）の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は以下のとおりであります。

株式会社ユニクロ

(1) 売上収益	799,817百万円
(2) 税引前利益	91,880百万円
(3) 当期利益	61,730百万円
(4) 資本合計	140,026百万円
(5) 資産合計	337,434百万円

迅銷(中国)商貿有限公司

(1) 売上収益	213,565百万円
(2) 税引前利益	26,464百万円
(3) 当期利益	19,689百万円
(4) 資本合計	55,468百万円
(5) 資産合計	104,954百万円

株式会社ジーユー

(1) 売上収益	183,212百万円
(2) 税引前利益	22,785百万円
(3) 当期利益	14,842百万円
(4) 資本合計	5,715百万円
(5) 資産合計	76,714百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2016年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
国内ユニクロ事業	13,233（ 11,756）
海外ユニクロ事業	22,186（ 8,730）
グローバルブランド事業	6,009（ 5,606）
報告セグメント計	41,428（ 26,092）
その他	1,080（ 64）
全社（共通）	1,131（ 126）
合計	43,639（ 26,282）

- （注） 1 従業員数は就業人員（委任型執行役員、準社員、アルバイト社員及び受入出向社員を除く。）であります。
- 2 準社員及びアルバイト社員は、（ ）内に1人1日8時間換算による年間の平均人数を外数で記載しております。
- 3 全社（共通）に記載されている従業員数は、特定のセグメントに分類できない管理部門に所属するものであります。
- 4 当連結会計年度の従業員の増加の主な理由は、新規出店に伴う採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2016年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数	平均年間給与（千円）
1,131(126)	37歳4ヶ月	4年4ヶ月	7,644

- （注） 1 従業員数は就業人員（委任型執行役員、準社員、アルバイト社員及び受入出向社員を除く。）であります。
- 2 準社員及びアルバイト社員は、1人1日8時間換算の人数を（ ）内に記載しております。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4 当社の従業員はすべて全社（共通）に属しております。

(3) 労働組合の状況

当社に労働組合はありませんが、連結子会社の一部に労働組合が結成されております。なお、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（2015年9月1日～2016年8月31日）の連結業績は、売上収益が1兆7,864億円、前期比6.2%増、営業利益は1,272億円、同22.6%減、親会社の所有者に帰属する当期利益は480億円、同56.3%減と増収減益の結果となりました。その他費用に為替差損110億円、J Brand事業の減損損失138億円、米国ユニクロおよび国内ユニクロにおける店舗の減損損失および閉店に伴う除却損・閉店損の合計93億円などを計上しています。また、期末の為替レートが期首に比べて円高となったことから、長期保有の外貨建資産などの換算差額が減少し、金融費用に為替差損369億円を計上しています。この結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比で大幅な減益となりました。

通期の営業利益は22.6%の減益でしたが、下期6ヶ月間（2016年3月1日～2016年8月31日）の営業利益は前年同期比94.3%増と大幅な増益に転じています。これは、国内ユニクロ事業、海外ユニクロ事業において、下期から売上が回復したことに加え、経費削減の効果によるものです。

当社グループは、中期ビジョンとして「世界No. 1のアパレル情報製造小売業となる」ことを目標に、特に海外ユニクロ事業、ジーユー事業の拡大に注力しています。各国において、ユニクロの出店を継続すると同時に、世界主要都市にグローバル旗艦店、大型店を出店し、ユニクロブランドのグローバル化を図っています。また、グループ第二の柱に成長したジーユー事業は、国内市場における出店に加え、海外市場への出店も加速し、事業の拡大を図っています。

中期的には素材調達・企画・デザイン・生産・販売までの一貫したサプライチェーンを改革し、デジタル時代に対応した、新しいサプライチェーンへの改革もすすめています。お客様が求めるものをすぐに商品化し、情報を積極的に発信していく「情報製造小売業」へ業態を変革していきます。また、Eコマース事業の拡大と、物流改革をすすめ、2016年4月には東京都有明に次世代物流センターを稼働させました。この他、国内各地および中国、欧州、北米などの海外拠点でも新物流センターを稼働させる計画です。

[国内ユニクロ事業]

国内ユニクロ事業の当連結会計年度の売上収益は7,998億円、前期比2.5%増、営業利益は1,024億円、同12.6%減と増収減益となりました。増収となったのは、既存店売上高が0.9%増となったこと、Eコマース事業が30.1%増と好調だったことによります。通期の売上総利益率は1.4ポイント低下、売上販管費比率は0.5ポイント増加したことから営業利益は同12.6%の減益となりました。ただし、下期6ヶ月間では、営業利益は同38.0%増と大幅な増益に転じています。下期はジョガーパンツ、スカンツ、ウィメンズのブラウスといったトレンドの新商品や、エアリズム素材やドライ素材を使ったスポーツキャンペーン商品が好調で、下期の既存店売上高は同4.9%増となりました。また、「毎日お買い求めやすい価格」戦略の定着により、下期の売上総利益率は改善、また、経費削減の効果により、売上販管費比率も改善しました。

[海外ユニクロ事業]

海外ユニクロ事業の当連結会計年度の売上収益は6,554億円、前期比8.6%増、営業利益は374億円、同13.7%減と増収減益となりました。ただし、下期6ヶ月間では、営業利益は前年同期比15倍と大幅な増益に転じています。下期の増益幅が大きかったエリアは、グレーターチャイナ（中国大陸・香港・台湾）、東南アジア・オセアニア、欧州でした。グレーターチャイナの通期の業績は、売上収益が3,328億円、前期比9.3%増、営業利益が365億円、同5.5%減でした。グレーターチャイナも通期では減益となりましたが、下期は計画を上回る大幅な増益を達成しました。特に中国大陸では、第2四半期から既存店売上高が増収に転じたこと、経費削減の効果により、下期は大幅な増益となりました。また、東南アジア・オセアニア地区および欧州は、通期で増収増益を達成しています。米国は、下期においてビジネスの改善が見られたものの、店舗の減損損失、除却損・閉店損など一時的な損失を合計で74億円計上した結果、通期の営業損失は前期比で拡大する結果となりました。なお、2015年10月にはベルギーへ、2016年9月にはカナダへ初出店を果たしたほか、2016年3月には英国のグローバル旗艦店311オックスフォードストリート店をリニューアルオープン、2016年9月には東南アジア初となるグローバル旗艦店オーチャードセントラル店をシンガポールにオープンしています。2016年8月期末の海外ユニクロ事業全体の店舗数は958店舗に達し、前期末比160店舗の純増となりました。

[グローバルブランド事業]

グローバルブランド事業の当連結会計年度の売上収益は3,285億円、前期比11.3%増、営業利益は、J Brand事業の減損損失138億円を計上したことなどから95億円、同34.0%減と、増収減益となりました。この秋、1号店の出店から10周年を迎えるジーユー事業の業績は極めて好調で、通期の売上収益が1,878億円、前期比32.7%増、営業利益が222億円、同34.8%増と大幅な増収増益となりました。ニット、スカンツ、ワイドパンツなどウィメンズのトレンド商品の販売が好調だったことから、既存店売上高は2桁増収となりました。2016年8月期末のジーユーの店舗数は海外10店舗を含めて350店舗に達し、前期末比31店舗の純増となりました。また、セオリー事業の営業利益は増益、コントワー・デ・コトニエ事業は赤字、プリンセス タム・タム事業とJ Brand事業は赤字が継続しました。

[CSR（企業の社会的責任）活動]

当社グループのCSR活動は「社会的責任を果たす」「社会に貢献する」「社会の問題を解決し新たな価値を創造する」ことを基本方針とし、グローバルかつ地域に根ざした活動に取り組んでおります。

「全商品リサイクル活動」では、ユニクロとジーユーの店舗で回収した衣料を、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）とのパートナーシップを通じて、難民・避難民に届けるなど、累計2,033万点（2007年度～2016年度）を寄贈いたしました。今年度は、ウガンダの難民キャンプへ58万点を、またルワンダの難民キャンプへ54万点を届けております。

インドネシアの伝統柄をモチーフにした「Batik Motif Collection」を、2016年6月から世界のユニクロで販売し、収益の一部を、インドネシアにある当社グループの取引先工場で働く従業員約1万2千人の教育支援に活用してまいります。この活動は2015年からバングラデシュ向けに実施している「Factory Worker Empowerment Project」の一環であり、インドネシアの縫製産業を支える工場従業員の衛生面や健康管理の改善を目指すものです。

子どもたちの視野を広げ、子ども向けの衣料支援の更なる充実を目指した「届けよう、服のチカラ」プロジェクトは、「全商品リサイクル活動」を学校教育の一環として行う活動です。4年目の2016年度は、全国268校の小中高等学校で、約3万人の児童・生徒が参加をしました。当社従業員による服の持つ役割や難民問題に関する出張授業の後、児童・生徒たちが主体となり子ども服を回収し、当社が難民キャンプへ寄贈しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、302億円増加し、3,854億円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による収入は、前連結会計年度と比べ361億円減少し、987億円（前期比26.8%減）となりました。これは主として、税引前利益902億円（前期比904億円減）、為替差損益369億円（前期比520億円増）等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は、前連結会計年度と比べ1,727億円増加し、2,459億円（前期比236.2%増）となりました。これは主として、定期預金の増減額1,865億円（前期比1,703億円増）等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による収入は、前連結会計年度と比べ2,432億円増加し、2,014億円となりました。これは主として、社債の発行による収入2,493億円（前期比2,493億円増）等によるものです。

(3) 並行開示情報

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

（表示組替）

日本基準では、営業外収益、営業外費用、特別利益及び特別損失に表示していた項目を、IFRSでは金融収益又は金融費用、その他費用、その他収益及び販売費及び一般管理費等に表示しております。

（のれんの償却に関する事項）

日本基準の下で、のれんの償却については償却年数を見積り、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSではIFRS移行日以降の償却を停止しております。

この影響によりIFRSでは日本基準に比べて、前連結会計年度におきましては、のれん償却額（販売費及び一般管理費）が3,680百万円減少し、減損損失（その他費用）が1,420百万円増加しております。当連結会計年度におきましては、のれん償却額（販売費及び一般管理費）が1,899百万円減少し、減損損失（その他費用）が962百万円増加しております。

(外貨建貨幣性金融商品の換算差額に関する事項)

日本基準の下で、外貨建貨幣性金融商品の為替換算差額は、純資産の部にその他有価証券評価差額金として計上されておりますが、IFRSでは、これらの換算差額は為替差損益として処理しております。

この影響によりIFRSでは日本基準に比べて、前連結会計年度におきましては、為替差益（金融収益）が5,595百万円増加しております。当連結会計年度におきましては、為替差損（金融費用）が1,678百万円増加しております。

(固定資産の減損に関する事項)

日本基準の下では、減損の兆候がある場合に、減損の認識の判定（割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額の比較）を行った後、減損損失の測定（回収可能価額と帳簿価額の比較）を行います。一方でIFRSでは減損の兆候がある場合、固定資産の回収可能価額が見積られ、回収可能価額が帳簿価額よりも小さい場合、資産又は資金生成単位グループの減損損失を測定いたします。

この影響により、IFRSの減損損失は日本基準に比べて、前連結会計年度2,232百万円、当連結会計年度2,394百万円増加しております。

2 【販売及び仕入の状況】

(1) 部門別売上状況

部門	前連結会計年度 自 2014年9月1日 至 2015年8月31日		当連結会計年度 自 2015年9月1日 至 2016年8月31日	
	売上収益 (百万円)	構成比 (%)	売上収益 (百万円)	構成比 (%)
メンズ	314,587	18.7	319,995	17.9
ウィメンズ	371,127	22.1	379,837	21.3
キッズ・ベビー	56,526	3.4	55,005	3.1
グッズ・その他	19,429	1.1	20,935	1.2
国内ユニクロ商品売上合計	761,671	45.3	775,773	43.5
F C 関連収入・補正費売上高	18,467	1.1	24,044	1.3
国内ユニクロ事業合計	780,139	46.4	799,817	44.8
海外ユニクロ事業	603,684	35.9	655,406	36.7
ユニクロ事業合計	1,383,824	82.3	1,455,224	81.5
グローバルブランド事業	295,316	17.6	328,557	18.4
その他事業	2,641	0.1	2,691	0.1
合計	1,681,781	100.0	1,786,473	100.0

- (注) 1 F C 関連収入とは、フランチャイズ店に対する商品売上高、フランチャイズ店からのロイヤリティ収入であり、補正費売上高とは、パンツの裾上げ（補正）の加工賃及び刺繍プリントによる収入等であります。
- 2 ユニクロ事業とは、「ユニクロ」ブランドのカジュアル衣料品販売事業であります。
- 3 グローバルブランド事業は、ジーユー事業（「ジーユー」ブランドの衣料品販売事業）、セオリー事業（「Theory（セオリー）」、「Helmut Lang（ヘルムート・ラング）」、「PLST（プラステ）」ブランド等の衣料品販売事業）、コントワー・デ・コトニエ事業（「COMPTOIR DES COTONNIERS（コントワー・デ・コトニエ）」ブランドの衣料品販売事業）、プリンセス タム・タム事業（「PRINCESSE TAM.TAM（プリンセス タム・タム）」ブランドの衣料品販売事業）及びJ Brand事業（「J BRAND（ジェイブランド）」ブランドの衣料品販売事業）で構成されております。
- 4 その他事業とは、不動産賃貸業等であります。
- 5 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 地域別売上状況

地域別		当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)			
		売上収益(百万円)	前年同期比(%)	構成比(%)	期末店舗数(店)
国内ユニクロ 店舗商品売上高	北海道	25,753	101.2	1.4	29
	青森県	5,708	102.0	0.3	9
	岩手県	5,037	98.9	0.3	8
	宮城県	12,418	100.9	0.7	14
	秋田県	3,933	101.1	0.2	7
	山形県	5,030	102.9	0.3	8
	福島県	8,613	97.9	0.5	10
	茨城県	14,678	99.0	0.8	16
	栃木県	10,251	99.7	0.6	14
	群馬県	11,207	90.6	0.6	18
	埼玉県	39,039	98.1	2.2	44
	千葉県	33,461	99.8	1.9	41
	東京都	124,522	101.2	7.0	98
	神奈川県	60,657	103.0	3.4	58
	新潟県	11,730	104.3	0.7	12
	富山県	4,569	83.8	0.3	6
	石川県	5,991	103.0	0.3	7
	福井県	4,132	103.8	0.2	5
	山梨県	4,694	99.4	0.3	5
	長野県	10,455	100.0	0.6	11
	岐阜県	10,067	101.4	0.6	11
	静岡県	20,838	99.1	1.2	24
	愛知県	41,761	100.1	2.3	43
	三重県	9,277	100.4	0.5	10
	滋賀県	7,602	106.1	0.4	10
	京都府	17,727	102.0	1.0	20
	大阪府	65,322	103.4	3.7	72
	兵庫県	33,509	99.6	1.9	34
	奈良県	7,057	96.5	0.4	9
	和歌山県	2,212	99.5	0.1	3
	鳥取県	3,009	98.9	0.2	3
	島根県	504	101.6	0.0	1
	岡山県	8,855	94.9	0.5	9
	広島県	14,507	102.4	0.8	17
	山口県	3,664	99.1	0.2	5
	徳島県	3,834	98.2	0.2	5
	香川県	4,924	99.7	0.3	6
	愛媛県	5,126	100.2	0.3	7
	高知県	3,605	97.2	0.2	4
	福岡県	28,764	102.5	1.6	32
	佐賀県	3,483	99.2	0.2	4
	長崎県	5,719	100.0	0.3	8
	熊本県	7,405	93.7	0.4	9

地域別		当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)			
		売上収益(百万円)	前年同期比(%)	構成比(%)	期末店舗数(店)
	大分県	6,353	104.9	0.4	8
	宮崎県	4,019	98.0	0.2	6
	鹿児島県	7,268	101.0	0.4	11
	沖縄県	5,294	103.7	0.3	7
国内ユニクロ店舗計		733,606	100.6	41.1	798
Eコマース事業		42,167	130.1	2.4	—
FC商品供給高・経営管理料		23,388	131.6	1.3	39
補正費売上高		656	94.7	0.0	—
国内ユニクロ事業計		799,817	102.5	44.8	837
海外ユニクロ事業		655,406	108.6	36.7	958
ユニクロ事業合計		1,455,224	105.2	81.5	1,795
グローバルブランド事業		328,557	111.3	18.4	1,365
その他事業		2,691	101.9	0.1	—
合計		1,786,473	106.2	100.0	3,160

- (注) 1 FC商品供給高とは、フランチャイズ店に対する商品売上高、経営管理料とはフランチャイズ店からのロイヤリティ収入であり、補正費売上高とは、パンツの裾上げ（補正）の加工賃及び刺繍プリントによる収入等であります。
- 2 ユニクロ事業とは、「ユニクロ」ブランドのカジュアル衣料品販売事業であります。
- 3 グローバルブランド事業は、ジーユー事業（「ジーユー」ブランドの衣料品販売事業）、セオリー事業（「Theory（セオリー）」、「Helmut Lang（ヘルムート・ラング）」、「PLST（プラステ）」ブランド等の衣料品販売事業）、コントワー・デ・コトニエ事業（「COMPTOIR DES COTONNIERS（コントワー・デ・コトニエ）」ブランドの衣料品販売事業）、プリンセス タム・タム事業（「PRINCESSE TAM.TAM（プリンセス タム・タム）」ブランドの衣料品販売事業）及びJ Brand事業（「J BRAND（ジェイブランド）」ブランドの衣料品販売事業）で構成されております。
- 4 その他事業とは、不動産賃貸業等であります。
- 5 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 単位当たりの売上状況

摘要		当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)	前年同期比(%)
売上収益		1,389,012百万円	104.2%
1㎡当たり売上収益	売場面積(平均)	1,576,632㎡	108.3%
	1㎡当たり期間売上収益	881千円	96.2%
1人当たり売上収益	従業員数(平均)	55,633人	107.7%
	1人当たり期間売上収益	24,967千円	96.8%

- (注) 1 国内・海外ユニクロ事業についてのみ記載しております。
- 2 売上収益は店舗商品売上高であり、国内ユニクロ事業のEコマース事業・FCに対する商品供給高・経営管理料及び補正費売上高は含まれておりません。
- 3 売場面積(平均)は、営業店の稼動月数を基礎として算出しております。
- 4 従業員数(平均)は、準社員、アルバイト社員、委託社員及び受入出向社員を含み、委任型執行役員を除いております。なお、準社員、アルバイト社員は期中加重平均(1日8時間換算)で算出しております。
- 5 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 仕入実績

商品部門別	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)		
	仕入高(百万円)	前年同期比(%)	構成比(%)
メンズ	170,357	104.6	18.7
ウィメンズ	212,320	110.8	23.3
キッズ・ベビー	27,823	92.8	3.0
グッズ・その他	11,326	118.1	1.2
国内ユニクロ事業合計	421,828	107.0	46.2
海外ユニクロ事業	336,964	109.5	36.9
ユニクロ事業合計	758,792	108.1	83.1
グローバルブランド事業	154,353	118.0	16.9
合計	913,146	109.7	100.0

- (注) 1 ユニクロ事業とは、「ユニクロ」ブランドのカジュアル衣料品販売事業であります。
- 2 グローバルブランド事業は、ジーユー事業(「ジーユー」ブランドの衣料品販売事業)、セオリー事業(「Theory(セオリー)」、「Helmut Lang(ヘルムート・ラング)」、「PLST(プラステ)」ブランド等の衣料品販売事業)、コントワー・デ・コトニエ事業(「COMPTOIR DES COTONNIERS(コントワー・デ・コトニエ)」ブランドの衣料品販売事業)、プリンセス タム・タム事業(「PRINCESSE TAM.TAM(プリンセス タム・タム)」ブランドの衣料品販売事業)及びJ Brand事業(「J BRAND(ジェイブランド)」ブランドの衣料品販売事業)で構成されております。
- 3 上記以外に、その他事業(不動産賃貸業等)がありますが、事業の性格上、仕入は発生しません。
- 4 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 「グローバルワン」の経営体制を推進

ユニクロ事業、ジーユー事業、セオリー事業など、グループ全体を統合する「グローバルワン」の経営体制を推進するため、東京、ニューヨーク、ロンドン、パリ、上海、シンガポールを拠点とする各本部機能および、それらの連動を強化していきます。また、社内の教育機関であるFR-MICを活用し、グローバルで活躍できる次世代のリーダー・経営者の育成にも積極的に取り組んでいきます。

(2) ユニクロ事業のグローバル展開を加速

グレートチャイナ、韓国、および東南アジアなどのアジア・オセアニア市場、および欧米市場を中心に海外出店を拡大し、ユニクロ事業のグローバル展開を加速していきます。また、グローバル旗艦店や地域を代表する旗艦店を、各国の主要都市に出店し、ブランド認知度を高めるとともに、グローバルマーケティングを構築していきます。特に米国市場においては、ユニクロのブランド認知度を高めることで、早期に黒字体質に変革していきます。

(3) 世界最高水準の商品開発力を強化

世界のファッショントレンドをいち早く掘み、世界最高水準の商品をつくるために、東京、ニューヨーク、ロンドン、パリ、上海、ロサンゼルスにR&Dセンターが稼働しています。究極の普段着を追求するユニクロは、お客様の生活をより豊かにし、心から満足していただけるLifeWearとして、商品の完成度を高めています。またジーユーも、トレンド情報を的確に捉え、最旬のファッション商品の開発を行っています。

(4) サプライチェーンの大改革

素材調達・企画・デザイン・生産・販売までの一貫したサプライチェーンすべてを改革し、デジタル時代に対応した、新しいサプライチェーンへの改革をすすめています。お客様が求めるものをすぐに商品化し、情報を積極的に発信していく「情報製造小売業」へ業態を変革していきます。また、Eコマース事業の拡大とともに物流改革をすすめており、2016年4月には東京都有明の次世代物流センターを稼働させました。この他、国内外の拠点でも新物流センターを稼働させる計画です。

(5) 産業を変えるデジタルイノベーションの推進

Eコマース事業の売上構成比を現状の5%から30%へと引き上げる目標を掲げ、リアル店舗とバーチャルが融合した「新しいお買い物体験」を追求していきます。新しいデジタルマーケティング、ビッグデータの活用など、さまざまなデジタルイノベーションを推進します。お客様にとって、利便性が高く、ほしいものがすぐに手に入る仕組みやサービスを充実させていきます。

(6) 国内ユニクロ事業の安定成長

2016年8月期末時点で837店舗を展開する国内ユニクロ事業では、スクラップ&ビルドにより1店舗あたりの売場面積を拡大し、高い効率性を維持していきます。中期的には店舗販売員の半数を正社員化することで、そのエリアのお客様のニーズに合う品揃えや、マーケティングプランを展開していきます。地域密着型の個店経営に転換することで、さらなるサービスの向上と、継続的な安定成長をめざします。

(7) グローバルブランド事業の成長

低価格&ファッションの新しいビジネスモデルを構築するジーユーは、日本市場での大量出店を続け、高収益を継続していきます。さらに、Eコマース事業を拡大すると同時に、アジア市場への出店エリアを拡大し、将来的には売上1兆円をめざしています。また、セオリー、コントワー・デ・コトニエ、プリンセス タム・タム、J Brandなど、その他のグローバルブランドは、グループの相乗効果を最大限に生かし、事業拡大をめざします。

(8) 「世界を良い方向に変えていく」CSR活動の推進

CSR（企業の社会的責任）活動を通じて、社会や人々の生活を豊かにしていくことをめざします。全商品リサイクル活動を通じた難民・避難民への支援、バングラデシュにおけるソーシャルビジネスの運営、取引先工場における労働環境および環境負荷に関するモニタリングの実施、ダイバーシティ推進やワークライフバランス支援などの従業員のための取り組み、障がい者雇用の推進など、さまざまな活動を推進していきます。

4 【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業に関連するリスク要因で、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項を、以下に記載しております。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の事前回避や管理の徹底を図るとともに、発生時の適切な対応に努めてまいります。

なお、記載された事項で、将来に関するものは、有価証券報告書提出日現在（2016年11月25日）、入手可能な情報に基づく当社の経営判断や予測によるものです。

(1) 経営戦略遂行上の固有（Specific）リスク

当社グループの経営戦略上の固有リスクとして、以下を認識しております。

① 経営人材リスク

代表取締役会長兼社長柳井正をはじめとする当社グループ企業経営陣は、各担当業務分野において、重要な役割を果たしております。これら役員が業務執行できなくなった場合、並びにそのような重要な役割を担い得る人材を確保できなかった場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 競合リスク

当社グループは、いずれの事業におきましても、一般消費者を顧客としていることから、常に商品やサービス、価格に関して、国内外の競合企業との間に厳しい競争状態にさらされています。そのため、顧客が当社グループの競合他社を選択するなどにより、事業競争力が相対的に低下した場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 生産の特定地域への依存リスク

当社グループの各事業で販売する商品の大半は、中国を始めとするアジア諸国やトルコ等にて生産されています。そのため、当該生産国の政治・経済情勢、治安状態、法制度に著しい変動があった場合、工場従業員や港湾従業員によるストライキの発生、また地震、風水害等大規模な自然災害の発生などにより、商品供給体制に影響を及ぼす可能性があります。また、綿花やカシミア、ダウンをはじめとする原材料価格の高騰により、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 企業買収リスク

当社グループは、M&Aや事業提携等による事業の拡大を経営戦略のひとつとしております。対象企業や対象事業とのシナジー効果を追求し、事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、グループ事業価値の最大化を目指してまいります。期待した収益や効果が得られないことにより、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 海外事業リスク

当社グループは、M&Aや事業提携等により事業拡大を図るとともに、グループ事業の海外展開を積極的に進めております。海外各国でグループ事業の多店舗展開を進め、海外事業のグループに占める売上高比率が高まるなかで、販売する商品が各国独自の市場ニーズや商品トレンドに合致しない場合、また景気変動、政治的・社会的混乱、法規制等の変更、大幅な為替の変動などが発生した場合、その他各国事業を円滑に運営できる優秀な経営者及び現地スタッフの獲得や育成が円滑に進行しない場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 為替リスク

当社グループの中核事業であるユニクロ事業の商品輸入の大半が、米ドル建となっております。日本向け輸入につきましては、当面3年程度の為替先物予約契約を締結し、輸入為替レートの平準化を図ることにより、仕入コストの安定化を図っておりますが、円安ドル高が進む場合、当社グループの中核を担うユニクロ日本事業の業績に悪影響を与える可能性があります。

(2) 一般 (General) 事業リスク

当社グループでの経営並びに事業運営上のリスクとして、以下を認識しております。

① 製造物責任リスク

当社グループ各社の販売する商品に、危険物の混入や染料に有害物質が含まれる等の重大な品質不良が発生した場合、全世界における商品リコールや顧客の健康被害への対処を要し、業績への悪影響及び顧客の信用低下を招く可能性があります。

② 営業秘密・個人情報漏洩リスク

当社グループは、事業を展開する上で、顧客情報（個人情報を含みます）や営業秘密等の機密情報を取扱っています。顧客情報や機密情報の流出、消失が発生した場合、当該情報の回収や、顧客へのお詫び、損害賠償の支払等の対処を要し、業績への悪影響及び顧客の信用低下を招く可能性があります。

③ 天候リスク

地球温暖化による暖冬傾向等により、当社グループで販売している商品の売上が減少し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 災害リスク

当社グループの販売する商品の生産工場や販売店舗、及びその周辺地域において、火災、風水害、爆発、建物倒壊等の災害が発生した場合、商品供給体制や販売体制に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 紛争・訴訟リスク

当社グループと、販売店舗の賃貸人やその他取引先、顧客との間に紛争や訴訟が発生した場合、当該紛争解決に多額の費用がかかり、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 経済環境・消費動向の変化のリスク

当社グループの展開各国における経済環境や消費動向の変化により、商品の売上の減少や過剰在庫が発生し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

① 売上収益・売上総利益

売上収益は、前連結会計年度に比べて1,046億円増加し1兆7,864億円となりました。売上収益の内訳の詳細については、「1 業績等の概要 (1) 業績」と「2 販売及び仕入の状況」をご参照ください。

売上収益が増加した要因は、海外ユニクロ事業で517億円、グローバルブランド事業で332億円、国内ユニクロ事業で196億円と各セグメントにおいて増収となったためです。特に、海外ユニクロ事業においては、アジア地区を中心に積極的な出店を行ったことによる増収、グローバルブランド事業においては、ジーユー事業の拡大により増収となりました。

売上総利益は、前連結会計年度に比べて164億円増加し、8,649億円となり、売上収益に対する比率は50.5%から48.4%へと2.1ポイント低下しました。低下した主な要因は、上期に暖冬の影響により販売が苦戦し、値引き販売を行った結果、国内ユニクロ事業、海外ユニクロ事業の売上総利益率が低下したことによりです。

② 販売費及び一般管理費・その他収益・その他費用・営業利益

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べて310億円増加し7,029億円となり、売上収益に対する比率は39.9%から39.3%へと0.6ポイント低下いたしました。これは、下期から全社で経費削減に取り組んだ効果によるものです。営業利益は1,272億円と、前連結会計年度に比べて371億円の減益となっております。

③ 金融収益・金融費用・税引前利益

金融収益は、前連結会計年度に比べて149億円減少し、23億円となり、金融費用は、前連結会計年度に比べて382億円増加し、394億円となりました。金融収益が減少し、金融費用が増加した主な要因は、前連結会計年度では急激な円安により為替差益が150億円だったものの、当連結会計年度では急激な円高となったことから為替差損369億円を計上したためです。

この結果、税引前利益は前連結会計年度に比べて904億円減少し902億円となり、売上収益に対する比率は前連結会計年度の10.7%から5.1%へと5.6ポイントの減少となりました。

④ 親会社の所有者に帰属する当期利益

法人所得税費用は、前連結会計年度に比べて271億円減少し、361億円となりました。この結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は前連結会計年度に比べて619億円減少し、480億円となり、基本的1株当たり当期利益は前連結会計年度に比べて608円11銭減少し471円31銭となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① 資産

資産は、前期比744億円増加し、1兆2,381億円となりました。これは主として、現金及び現金同等物の増加302億円、その他の短期金融資産の増加1,616億円、繰延税金資産の増加333億円、デリバティブ金融資産の減少1,569億円等によるものです。

② 負債

負債は、前期比2,515億円増加し、6,404億円となりました。これは主として、デリバティブ金融負債の増加722億円、未払法人所得税の減少271億円、長期金融負債の増加2,485億円、繰延税金負債の減少434億円等によるものです。

③ 資本

資本は、前期比1,771億円減少し、5,976億円となりました。これは主として、その他の資本の構成要素の減少1,893億円等によるものです。

④ 資金の状況

当社グループの資金の状況につきましては、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

国内ユニクロ事業では、新たに直営店舗27店舗を出店いたしました。海外ユニクロ事業では、中国に92店舗、台湾に8店舗、韓国に20店舗、シンガポールに2店舗、マレーシアに10店舗、タイに9店舗、フィリピンに9店舗、インドネシアに1店舗、オーストラリアに6店舗、米国に8店舗、英国に1店舗、フランスに2店舗、ロシアに4店舗、ドイツに2店舗、ベルギーに2店舗を出店いたしました。また、グローバルブランド事業では、99店舗を出店いたしました。

この結果、当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は523億円となりました。主な内訳は、建物等341億円、店舗の敷金74億円、建設協力金13億円、無形資産94億円であります。

なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループの2016年8月31日現在における主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

会社名	設備内容	事業所名 (所在地)	面積(㎡)	投下資本(百万円)						従業員数 (人)	商業 施設数 (店)
			土地	土地	建物	敷金・ 保証金	建設 協力金	その他	合計		
株式会社 ファースト リテイリング	本社	山口県山口市	95,255.83	1,047	669	-	-	92	1,808	24	-
	商業施設	福岡市中央区他	-	-	297	1,309	-	0	1,607	-	4
	その他		29,308.87	111	561	3,756	-	3,835	8,263	1,107	-

(2) 国内子会社

会社名	設備内容	事業所名 (所在地)	面積(㎡)	投下資本(百万円)						従業員数 (人)	直営 店舗数 (店)
			土地	土地	建物	敷金・ 保証金	建設 協力金	その他	合計		
株式会社ユニクロ	国内ユニ クロ店舗	北海道	-	-	400	535	426	189	1,551	419	29
		青森県	-	-	36	138	121	16	313	131	9
		岩手県	-	-	59	108	64	36	268	120	8
		宮城県	-	-	126	325	354	102	909	275	14
		秋田県	-	-	164	130	156	83	535	74	7
		山形県	-	-	142	142	60	63	409	114	8
		福島県	-	-	57	130	434	54	676	183	10
		茨城県	-	-	214	486	276	100	1,077	229	16
		栃木県	-	-	170	190	319	43	723	214	14
		群馬県	-	-	172	312	252	69	807	178	18
		埼玉県	-	-	872	1,237	352	394	2,857	713	44
		千葉県	-	-	584	918	521	377	2,402	551	41
		東京都	-	-	2,774	10,968	197	838	14,779	1,567	98
		神奈川県	-	-	1,395	2,209	412	749	4,767	924	58
		新潟県	-	-	136	302	475	142	1,057	227	12
		富山県	-	-	26	55	85	19	187	70	6
		石川県	-	-	59	92	240	19	411	159	7
		福井県	-	-	16	65	61	9	153	78	5
		山梨県	-	-	42	87	174	23	327	71	5
		長野県	-	-	125	143	595	203	1,068	185	11
		岐阜県	-	-	175	224	283	81	765	135	11
		静岡県	-	-	423	440	381	150	1,395	364	24
		愛知県	-	-	518	1,094	630	287	2,530	604	43
		三重県	-	-	58	138	258	13	469	128	10

会社名	設備内容	事業所名 (所在地)	面積(㎡)	投下資本(百万円)						従業員数 (人)	直営 店舗数 (店)
			土地	土地	建物	敷金・ 保証金	建設 協力金	その他	合計		
株式会社ユニクロ	国内ユニクロ店舗	滋賀県	-	-	233	221	161	144	760	141	10
		京都府	-	-	225	469	105	80	881	275	20
		大阪府	-	-	1,061	3,166	371	468	5,067	1,021	72
		兵庫県	-	-	555	934	357	288	2,135	530	34
		奈良県	-	-	24	153	148	57	384	98	9
		和歌山県	-	-	8	40	32	3	84	39	3
		鳥取県	-	-	4	60	28	5	97	71	3
		島根県	-	-	1	10	10	0	22	12	1
		岡山県	-	-	182	186	134	102	605	162	9
		広島県	-	-	221	393	122	70	808	272	17
		山口県	2,591.06	450	116	40	39	26	673	59	5
		徳島県	-	-	71	86	11	7	176	67	5
		香川県	-	-	50	212	8	14	285	93	6
		愛媛県	-	-	107	145	144	63	461	103	7
		高知県	-	-	54	85	24	26	190	73	4
		福岡県	-	-	864	845	382	291	2,383	554	32
		佐賀県	-	-	55	70	101	41	269	80	4
		長崎県	-	-	39	116	226	48	430	126	8
		熊本県	-	-	150	294	84	89	619	149	9
		大分県	-	-	234	181	164	178	758	116	8
		宮崎県	-	-	14	92	43	9	160	88	6
		鹿児島県	-	-	98	185	146	97	527	167	11
		沖縄県	-	-	133	95	-	64	293	108	7
	国内ユニクロ店舗合計		2,591.06	450	13,266	28,563	9,990	6,253	58,523	12,117	798
	国内ユニクロその他		19,960.76	353	368	3,063	1,989	374	6,148	1,116	-
	国内ユニクロ総合計		22,551.82	803	13,634	31,626	11,979	6,627	64,671	13,233	798
株式会社ジェイブランド・ジャパン	国内事業店舗等	山口県山口市他	-	-	-	-	-	-	-	2	-
株式会社ジーユー	国内事業店舗等	山口県山口市他	-	-	7,665	6,628	3,871	4,116	22,281	1,581	340
株式会社リンク・セオリー・ジャパン	国内事業店舗等	山口県山口市他	-	-	256	1,409	-	1,248	2,914	1,575	286
コントワー・デ・コトニエジャパン株式会社	国内事業店舗等	山口県山口市他	-	-	12	286	-	71	370	175	24

(3) 在外子会社

会社名	設備内容	事業所名 (所在地)	面積 (㎡)	投下資本 (百万円)						従業員数 (人)	直営店 舗数 (店)
			土地	土地	建物	敷金・ 保証金	建設 協力金	その他	合計		
UNIQLO EUROPE LIMITED	海外ユニクロ店舗等	英国ロンドン市	-	-	7,359	421	-	2,119	9,900	630	25
迅銷（中国）商貿有限公司	海外ユニクロ店舗等	中国上海市	-	-	14,508	3,053	-	3,217	20,779	8,066	437
FRL Korea Co., Ltd.	海外ユニクロ店舗等	韓国ソウル特別市	-	-	5,863	4,802	-	2,225	12,891	2,843	173
LLC UNIQLO (RUS)	海外ユニクロ店舗等	ロシア連邦モスクワ市	-	-	695	212	-	638	1,547	218	11
優衣庫商貿有限公司	海外ユニクロ店舗等	中国上海市	-	-	1,478	349	-	355	2,184	710	34
FAST RETAILING (SINGAPORE) PTE. LTD.	海外ユニクロ店舗等	シンガポール共和国	-	-	3	30	-	1	35	39	-
UNIQLO (THAILAND) COMPANY LIMITED	海外ユニクロ店舗等	タイ王国バンコク市	-	-	1,689	697	-	419	2,806	996	32
PT. FAST RETAILING INDONESIA	海外ユニクロ店舗等	インドネシア共和国ジャカルタ市	-	-	529	101	-	478	1,110	722	9
UNIQLO AUSTRALIA PTY LTD	海外ユニクロ店舗等	オーストラリアメルボルン市	-	-	2,154	6	-	635	2,796	532	12
迅銷（上海）商業有限公司	海外ユニクロ店舗等	中国上海市	-	-	1,743	202	-	94	2,040	183	1
FAST RETAILING FRANCE S. A. S.	海外事業店舗等	フランスパリ市	-	-	516	95	-	156	768	451	-
Fast Retailing USA, Inc.	海外事業店舗等	米国ニューヨーク州	-	-	8,583	433	-	5,433	14,450	1,828	95
J Brand, Inc.	海外事業店舗等	米国カリフォルニア州	-	-	61	10	-	136	208	191	-

- (注) 1 提出会社の「その他」の主なものは、東京本部（東京都港区）及び旧本社（山口県宇部市）であります。
- 2 金額は帳簿価額で、消費税等は含まれておりません。
- 3 従業員数は就業人員（委任型執行役員、準社員、アルバイト社員及び受入出向社員を除く。）であります。
- 4 資産については、事業セグメントに配分しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設等及び重要な設備の除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

2017年8月期（自 2016年9月1日 至 2017年8月31日）におけるセグメントごとの設備投資計画（新設、拡充）は次のとおりであります。

セグメントの名称	投資計画金額 (百万円)	主な投資内容等
国内ユニクロ事業	2,600	新規店舗の出店等（約30店舗）
海外ユニクロ事業	19,800	新規店舗の出店等（約166店舗）
グローバルブランド事業	9,600	新規店舗の出店等（約60店舗）
その他	14,500	システム投資関連等
合計	46,500	

(注) 1 今後の所要資金につきましては、自己資金、社債、借入金等でまかなう予定であります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

また、上記計画に含まれている重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

会社名	設備 内容	事業所名	所在地	投資予定金額		着工年月	完成予定年月	予定売場 面積(m ²)	備考
				総額 (百万円)	既支 払額 (百万円)				
UNIQLO CANADA INC.	海外ユニクロ 店舗	UNIQLO Toronto Eaton Centre	カナダ オンタリオ州 トロント市	1,149	514	2016年6月	2016年9月	2,545	貸借
UNIQLO CANADA INC.	海外ユニクロ 店舗	UNIQLO Yorkdale Shopping Center	カナダ オンタリオ州 トロント市	700	321	2016年5月	2016年10月	2,369	貸借
UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD.	海外ユニクロ 店舗	Orchard Central	シンガポール	1,070	563	2016年4月	2016年9月	2,951	貸借

(注) 1 今後の所要資金につきましては、自己資金でまかなう予定であります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 資産については、事業セグメントに配分しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末において、新たに確定した重要な設備の除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2016年8月31日)	提出日現在 発行数（株） (2016年11月25日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	106,073,656	106,073,656	東京証券取引所 (市場第一部) 香港証券取引所 メインボード市場（注）	単元株式数 100株
計	106,073,656	106,073,656	—	—

（注）香港預託証券（HDR）を香港証券取引所メインボード市場に上場しております。

(2)【新株予約権等の状況】

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。

① 第1回新株予約権Aタイプ

2010年10月8日開催取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年8月31日)	提出日の前月末現在 (2016年10月31日)
新株予約権の数（個）	1,292	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,292	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。	同左
新株予約権の行使期間	自 2013年11月8日 至 2020年11月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,624 資本組入額 5,312	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）	同左

(注) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記

3. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

5. 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

8. 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

9. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

② 第1回新株予約権Bタイプ
2010年10月8日開催取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年8月31日)	提出日の前月末現在 (2016年10月31日)
新株予約権の数(個)	13,002	12,750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,002	12,750
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。	同左
新株予約権の行使期間	自 2010年12月8日 至 2020年11月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,925 資本組入額 5,463	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記3.に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
5. 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

8. 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

9. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

③ 第2回新株予約権Aタイプ

2011年10月12日開催取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年8月31日)	提出日の前月末現在 (2016年10月31日)
新株予約権の数(個)	6,495	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,495	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年11月15日 至 2021年11月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,499 資本組入額 6,250	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記

3. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

5. 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

8. 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

9. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

④ 第2回新株予約権Bタイプ

2011年10月12日開催取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年8月31日)	提出日の前月末現在 (2016年10月31日)
新株予約権の数(個)	10,419	10,147
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,419	10,147
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。	同左
新株予約権の行使期間	自 2011年12月15日 至 2021年11月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,742 資本組入額 6,371	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記3. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
5. 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
8. 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
9. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑤ 第3回新株予約権Aタイプ
2012年10月11日開催取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年8月31日)	提出日の前月末現在 (2016年10月31日)
新株予約権の数(個)	6,554	5,666
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,554	5,666
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年11月13日 至 2022年11月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,222 資本組入額 7,611	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記

3. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

5. 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

8. 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

9. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑥ 第3回新株予約権Bタイプ
2012年10月11日開催取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年8月31日)	提出日の前月末現在 (2016年10月31日)
新株予約権の数(個)	10,896	10,585
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,896	10,585
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。	同左
新株予約権の行使期間	自 2012年12月13日 至 2022年11月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,569 資本組入額 7,785	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記3.に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

5. 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
8. 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
9. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑦ 第4回新株予約権Aタイプ

2013年10月10日開催取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年8月31日)	提出日の前月末現在 (2016年10月31日)
新株予約権の数(個)	6,616	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,616	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年12月3日 至 2023年12月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37,110 資本組入額 18,555	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記3. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
5. 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
8. 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
9. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑧ 第4回新株予約権Bタイプ
2013年10月10日開催取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年8月31日)	提出日の前月末現在 (2016年10月31日)
新株予約権の数(個)	12,160	11,900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,160	11,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年1月3日 至 2023年12月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37,515 資本組入額 18,757	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記
3. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額と
します。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再
編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
5. 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれ
か遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
8. 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
9. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑨ 第5回新株予約権Aタイプ

2014年10月9日開催取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年8月31日)	提出日の前月末現在 (2016年10月31日)
新株予約権の数(個)	17,144	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の 数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	17,144	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	新株予約権を行使することにより交付 を受けることができる株式1株当たり の行使価額を1円とし、これに付与株 式数を乗じた金額としております。	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年11月14日 至 2024年11月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額(円)	発行価格 42,377 資本組入額 21,188	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した 場合、当該新株予約権を行使するこ とはできず、消滅するものとしておりま す。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につい ては、当社取締役会の決議による承認を 要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注)	同左

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会
社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前

において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記3. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
5. 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
8. 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
9. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑩ 第5回新株予約権Bタイプ
2014年10月9日開催取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年8月31日)	提出日の前月末現在 (2016年10月31日)
新株予約権の数(個)	18,568	18,051
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,568	18,051
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年12月14日 至 2024年11月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 42,799 資本組入額 21,399	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記3.に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
5. 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

8. 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

9. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑪ 第6回新株予約権Aタイプ

2015年10月8日開催取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年8月31日)	提出日の前月末現在 (2016年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,712	2,646
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,712	2,646
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年11月13日 至 2025年11月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 45,658 資本組入額 22,829	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記

3. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額と

します。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

5. 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

8. 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

9. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑫ 第6回新株予約権Bタイプ

2015年10月8日開催取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年8月31日)	提出日の前月末現在 (2016年10月31日)
新株予約権の数(個)	19,495	18,739
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,495	18,739
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年12月13日 至 2025年11月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46,148 資本組入額 23,074	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記
3. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額と
します。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再
編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
5. 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれ
か遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
8. 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
9. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑬ 第6回新株予約権Cタイプ

2015年10月8日開催取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年8月31日)	提出日の前月末現在 (2016年10月31日)
新株予約権の数(個)	5,962	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の 数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	5,962	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	新株予約権を行使することにより交付 を受けることができる株式1株当たり の行使価額を1円とし、これに付与株 式数を乗じた金額としております。	同左
新株予約権の行使期間	2018年11月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額(円)	発行価格 46,841 資本組入額 23,420	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した 場合、当該新株予約権を行使するこ とはできず、消滅するものとしておりま す。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得について は、当社取締役会の決議による承認を 要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注)	同左

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会
社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)
(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前
において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの
場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)

の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記3. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
5. 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日とします。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
8. 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
9. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2004年8月31日	—	106,073,656	7,000	10,273	△7,000	4,578

(注) 2004年8月30日開催の臨時取締役会決議による資本準備金の資本金への組入であります。

(6) 【所有者別状況】

2016年8月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	72	29	126	665	10	6,499	7,401	－
所有株式数 （単元）	－	299,375	58,308	85,105	211,040	11	406,350	1,060,189	54,756
所有株式数 の割合(%)	－	28.24	5.50	8.03	19.91	0.00	38.33	100.00	－

(注) 1 自己株4,109,503株は、「個人その他」41,095単元、「単元未満株式の状況」に3株含まれております。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ27単元及び84株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2016年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
柳井 正	東京都渋谷区	22,987	21.67
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	13,886	13.09
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	10,789	10.17
テイテイワイマネジメント ビーヴィ	オランダ国アムステルダム市1101BA フーグールドリーフ15	5,310	5.01
柳井 一海	アメリカ合衆国、ニューヨーク州	4,781	4.51
柳井 康治	東京都渋谷区	4,780	4.51
有限会社F i g h t & S t e p	東京都目黒区三田1丁目4-3	4,750	4.48
資産管理サービス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海1丁目8-12	4,256	4.01
有限会社M A S T E R M I N D	東京都目黒区三田1丁目4-3	3,610	3.40
B N P パリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	2,387	2.25
計	—	77,538	73.10

(注) 1 所有株式数は、千株未満を切り捨てて記載しております。

2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数は全て信託業務によるものであります。

- 3 2016年7月22日付で野村證券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC及び野村アセットマネジメント株式会社から提出された大量保有報告書（変更報告書）により、2016年7月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の 割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	7,898	0.01
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	109,777	0.10
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1丁目12番1号	8,827,797	8.32

- 4 2016年9月6日付で三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社から提出された大量保有報告書（変更報告書）により、2016年8月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の 割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	1,378,600	1.30
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	285,600	0.27
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	5,097,900	4.81

- 5 上記のほか当社所有の自己株式4,109,503株（所有割合3.87%）があります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2016年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,109,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 101,909,400	1,019,094	(注) 1
単元未満株式	普通株式 54,756	—	(注) 1, 2
発行済株式総数	106,073,656	—	—
総株主の議決権	—	1,019,094	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2,700株及び84株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式3株が含まれております。

② 【自己株式等】

2016年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ファーストリ テイリング	山口県山口市佐山 717番地1	4,109,500	—	4,109,500	3.87
計	—	4,109,500	—	4,109,500	3.87

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。

第1回新株予約権Aタイプ

決議年月日	2010年10月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7人 当社子会社従業員 3人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第1回新株予約権Bタイプ

決議年月日	2010年10月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 266人 当社子会社従業員 413人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権Aタイプ

決議年月日	2011年10月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 14人 当社子会社従業員 4人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権Bタイプ

決議年月日	2011年10月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 139人 当社子会社従業員 584人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権Aタイプ

決議年月日	2012年10月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 18人 当社子会社従業員 8人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権Bタイプ

決議年月日	2012年10月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 136人 当社子会社従業員 615人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権Aタイプ

決議年月日	2013年10月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 19人 当社子会社従業員 11人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権Bタイプ

決議年月日	2013年10月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 180人 当社子会社従業員 706人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回新株予約権Aタイプ

決議年月日	2014年10月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 36人 当社子会社従業員 16人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回新株予約権Bタイプ

決議年月日	2014年10月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 223人 当社子会社従業員 785人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回新株予約権Aタイプ

決議年月日	2015年10月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 15人 当社子会社従業員 19人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回新株予約権Bタイプ

決議年月日	2015年10月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 274人 当社子会社従業員 921人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回新株予約権Cタイプ

決議年月日	2015年10月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 26人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第7回新株予約権Aタイプ

決議年月日	2016年10月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 16人 当社子会社従業員 23人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	2,821株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。
新株予約権の行使期間	自 2019年11月11日 至 2026年11月10日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記3.に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

5. 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

8. 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

9. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

第7回新株予約権Bタイプ

決議年月日	2016年10月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 339人 当社子会社従業員 1,096人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	31,726株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。
新株予約権の行使期間	自 2016年12月11日 至 2026年11月10日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記3.に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

5. 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

8. 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

9. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

第7回新株予約権Cタイプ

決議年月日	2016年10月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 30人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	5,205株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。
新株予約権の行使期間	2019年11月11日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記3.に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
5. 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日とします。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
8. 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
9. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	149	6,428
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2016年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	18,901	72,435	3,099	11,789
保有自己株式数	4,109,503	—	4,106,404	—

(注) 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使（株式数18,901株、処分価額の総額72,435千円）であります。また、当期間の内訳は、新株予約権の権利行使であり、保有自己株式数には、2016年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、恒常的な業績向上と、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。株主の皆様に対する配当金につきましては、将来のグループ事業の拡大や収益向上を図るための資金需要ならびに財務の健全性を考慮した上で、業績に連動した高配当を実施する方針であります。

剰余金の配当については、中間配当と期末配当の2回行うことを基本的な方針としております。

これらの配当は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき行います。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針ならびに当連結会計年度の業績結果を鑑み、1株当たり165円の配当を実施いたしました。この結果、当期の年間配当金は既に実施しております中間配当金1株につき185円を含めまして350円となりました。内部留保資金ならびにフリー・キャッシュ・フローにつきましては、グループ企業の事業基盤強化のための投融資に有効活用し、継続的かつ安定的な成長に努めてまいります。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、第55期の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たりの配当額（円）
2016年4月7日 取締役会決議	18,861	185
2016年11月4日 取締役会決議	16,824	165

4 【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	2012年8月	2013年8月	2014年8月	2015年8月	2016年8月
最高（円）	19,150	44,400	45,350	61,970	50,700
最低（円）	11,950	15,810	30,350	32,460	25,305

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2016年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高（円）	37,050	35,940	29,995	30,500	35,000	38,250
最低（円）	30,910	26,320	27,355	26,120	25,305	33,110

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性10名 女性1名 （役員のうち女性の比率9.1%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長兼社長	CEO	柳 井 正	1949年2月7日生	1972年8月 1972年9月 1973年8月 1984年9月 2001年6月 2002年11月 2005年9月 2005年11月 2008年9月 2009年6月 2011年11月	当社入社 当社取締役 当社専務取締役 当社代表取締役社長 ソフトバンク(株)（現ソフトバンクグループ 株）社外取締役（現任） 当社代表取締役会長 当社代表取締役会長兼社長（現任） 株ユニクロ代表取締役会長兼社長（現任） 株GOVリテイリング（現株ジーユー）取締 役会長（現任） 日本ベンチャーキャピタル(株) 社外取締役（現任） 株リンク・セオリー・ジャパン取締役 （現任）	(注) 3	22,987
取締役		半 林 亨	1937年1月7日生	1959年4月 2000年10月 2003年4月 2004年6月 2005年11月 2007年6月 2009年4月 2011年6月 2015年6月	日綿實業(株)（現双日(株)）入社 ニチメン(株)（現双日(株)）代表取締役社長 双日ホールディングス(株)（現双日(株)）代表 取締役会長 ユニチカ(株)社外監査役 当社社外取締役（現任） 前田建設工業(株)社外取締役（現任） 日本国際貿易促進協会顧問（現任） 株大京社外取締役（現任） ユニチカ(株)社外取締役（現任）	(注) 3	—
取締役		服 部 暢 達	1957年12月25日生	1981年4月 1989年6月 1998年11月 2003年10月 2005年6月 2005年11月 2006年10月 2009年4月 2015年3月 2015年6月 2016年7月	日産自動車(株)入社 ゴールドマン・サックス・アンド・ カンパニーニューヨーク本社入社 同社マネージング・ディレクター、日本に おけるM&Aアドバイザー業務統括 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員助 教授 みらかホールディングス(株)社外取締役 当社社外取締役（現任） 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教 授 早稲田大学大学院ファイナンス研究科客員 教授（現任） フロンティア・マネジメント(株)社外監査役 （現任） 株博報堂DYホールディングス社外取締役 （現任） 慶應義塾大学大学院経営管理研究科特別 招聘教授（現任）	(注) 3	—
取締役		村 山 徹	1954年6月11日生	1980年4月 2003年4月 2007年9月 2007年11月 2008年4月 2009年9月 2010年4月 2011年10月 2013年1月 2015年4月 2016年6月	アクセンチュア(株)（旧アンダーセンコンサル ティング(株)）入社 アクセンチュア(株)代表取締役社長 同社取締役会長 当社社外取締役（現任） 早稲田大学総合研究機構客員教授 アクセンチュア(株)最高顧問 早稲田大学理工学術院教授（経営デザイン 専攻） 日本マイクロソフト(株)アドバイザー 株村山事務所代表取締役（現任） 早稲田大学理工学術院客員教授（経営デザ イン専攻）（現任） 明治ホールディングス(株)社外取締役 （現任）	(注) 3	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		新 宅 正 明	1954年9月10日生	1978年4月 1991年12月 2000年8月 2001年1月 2008年4月 2008年6月 2009年5月 2009年11月 2011年7月 2015年12月	日本アイ・ビー・エム(株)入社 日本オラクル(株)入社 同社代表取締役社長 米国オラクル・コーポレーション 上級副社長 認定NPO法人スペシャルオリンピックス日本（現公益財団法人スペシャルオリンピックス日本）副理事長（現任） 日本オラクル(株) 代表取締役会長 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現(株)NTTドコモ）アドバイザリーボードメンバー（現任） 当社社外取締役（現任） クックパッド(株)社外取締役（現任） (株)ワークスアプリケーションズ社外取締役（現任）	(注) 3	—
取締役		名 和 高 司	1957年6月8日生	1980年4月 1991年4月 2010年6月 2010年6月 2010年9月 2011年6月 2012年9月 2012年11月 2014年6月 2015年6月	三菱商事(株)入社 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現任） (株)ジュネシスパートナーズ代表取締役（現任） ボストン・コンサルティング・グループ シニアアドバイザー（現任） NECキャピタルソリューション(株)社外取締役（現任） ネクストスマートリーン(株)代表取締役（現任） 当社社外取締役（現任） (株)デンソー社外取締役（現任） 味の素(株)社外取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役		田 中 明	1942年6月26日生	1966年4月 1972年9月 1993年3月 1997年4月 2003年8月 2003年11月 2005年11月 2006年3月 2006年11月 2011年4月	大成火災海上保険(株)(現SOMPOホールディングス(株))入社 日本マクドナルド(株)(現日本マクドナルドホールディングス(株))入社 同社取締役 同社代表取締役副社長 当社顧問 当社常務取締役 (株)ユニクロ常務執行役員 当社常務執行役員 当社監査役（現任） FR健康保険組合代表理事（現任）	(注) 4	3
常勤監査役		新 庄 正 明	1956年1月28日生	1983年4月 1994年2月 1998年9月 2005年9月 2008年1月 2009年3月 2009年9月 2011年3月 2011年4月 2012年11月	(株)アサヒペン入社 当社入社 当社執行役員管理部部長 当社グループ監査部部長 (株)ワンゾーン（現(株)ジーユー）取締役 当社経営管理部部長 (株)GOVリテイリング（現(株)ジーユー）監査役 当社計画管理部部長 迅銷（中国）商貿有限公司監事（現任） 当社監査役（現任）	(注) 5	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		安 本 隆 晴	1954年3月10日生	1978年11月 1982年8月 1992年4月 1993年11月 2001年8月 2003年6月 2005年11月 2007年4月 2010年6月	監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 公認会計士登録 安本公認会計士事務所所長(現任) 当社社外監査役(現任) アスクル(株)社外監査役(現任) (株)リンク・インターナショナル(現(株)リンク・セオリー・ジャパン)監査役(現任) (株)ユニクロ監査役(現任) 中央大学専門職大学院国際会計研究科特任教授 (株)UBIC(現(株)FRONTEO)社外監査役(現任)	(注)5	4
監査役		渡 邊 顯	1947年2月16日生	1991年5月 1998年4月 2006年6月 2006年11月 2007年6月 2010年4月 2011年12月 2013年3月 2014年10月 2015年10月	法務省・法制審議会幹事 山一證券法の責任判定委員会委員長 ジャパンパイル(株)非常勤取締役 当社社外監査役(現任) 前田建設工業(株)社外取締役(現任) MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)社外取締役(現任) オリンパス(株)監査役等責任調査委員会委員長 ダンロップスポーツ(株)社外取締役(現任) (株)KADOKAWA・DWANGO(現カドカワ(株))社外監査役(現任) アジアパイルホールディングス(株)非常勤取締役(現任)	(注)4	—
監査役		金 子 圭 子	1967年11月11日生	1991年4月 1999年4月 1999年4月 2007年1月 2007年4月 2012年11月 2012年11月 2013年6月	三菱商事(株)入社 弁護士登録 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 同事務所パートナー(現任) 東京大学法科大学院客員准教授 当社社外監査役(現任) (株)ユニクロ監査役(現任) (株)朝日新聞社社外監査役(現任)	(注)5	—
計							22,994

- (注) 1 取締役半林亨、服部暢達、村山徹、新宅正明及び名和高司の5名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役安本隆晴、渡邊顯及び金子圭子の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 2016年11月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
- 4 2014年11月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- 5 2016年11月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、時代と社会に調和し、継続的に成長する世界No. 1 のアパレル情報製造小売企業となるため、取締役会の独立性や監督水準を強化しながら、迅速で透明性のある経営を実現し、コーポレート・ガバナンスの水準を高めています。

(2) 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

① 会社の機関の内容

当社は、取締役会・監査役会・各種委員会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。また、コーポレート・ガバナンス体制の強化の一環として、取締役会及び代表取締役から一定の範囲内で業務執行権限を委譲する執行役員制度を採用することにより、経営の意思決定機能と業務執行機能の分離を図り、迅速な経営をめざしています。

取締役会は、社外取締役5名を含む計6名で構成され、代表取締役会長兼社長が議長を務めています。社外取締役は、企業経営などに関する豊富な知識と経験を有しています。取締役会は、経営および業務執行に関わる意思決定機関として月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定しております。取締役の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の独立性を高めるとともに、監督機能を強化しており、各社外取締役はいずれも取締役会の議論に積極的に加わり、忌憚のない意見を述べています。

監査役会は、社外監査役3名を含む計5名で構成され、常勤監査役が議長を務めています。社外監査役は独立性が十分に確保されている上、弁護士又は公認会計士として豊富な知識と経験を有しています。社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席を通じ、取締役会の意思決定の状況及び監督義務の履行状況を監視し検証している他、取締役や執行役員その他従業員、子会社の監査役からの定期的な聴取などを通じ、取締役の業務執行について監査しています。監査役会は月1回以上開催し、監査の方針や計画などを定め、また四半期毎の会計監査人からの説明・報告を受けています。

各種委員会は、取締役会の機能を補完するために設置しており、社外取締役や社外監査役が委員を務めています。各種委員会の役割、活動内容、活動状況は以下の通りです。

・人事委員会

社外取締役を委員長として、ファーストリテイリンググループの重要な組織変更や人事制度の改定などについて随時討議し、取締役会へ意見・提案を行います。2016年度は4回開催しました。

・CSR委員会

CSR方針、CSRレポートの作成・公表、環境保全、社会貢献活動、コンプライアンス、ダイバーシティ（多様性）などについて討議し、方向性を決定します。委員長はCSR部門担当責任者が務め、委員として社外の有識者や社外監査役、執行役員などが参加しています。2016年度は1回開催しました。

・開示委員会

東京証券取引所（東証）への情報開示責任者を委員長とし、事業や財務状況の「適時、公正で公平かつわかりやすい情報開示」による経営の透明性を高めることを目的に、委員会を開催しています。東証・香港証券取引所への適時開示事項、及び株主・投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断された場合の任意開示事項の決定も行っています。2016年度は18回開催しました。

- ・IT投資委員会

情報システムの業務改革を推進するために、最適なIT投資について審議、アドバイスを行っています。具体的には、個別案件の投資効果、外部専門機関によるIT投資予算の妥当性などを検証しています。2016年度は11回開催しました。

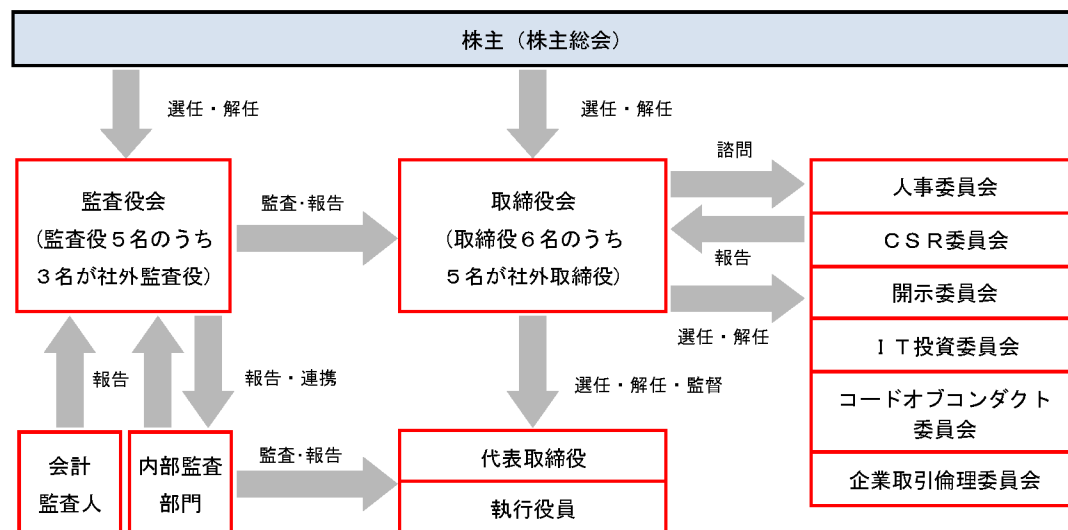
- ・コードオブコンダクト委員会

ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト（FRコードオブコンダクト）の違反事例について解決策を検討し、改善を図っています。また、役員・従業員へのFRコードオブコンダクトの啓発活動についての助言、及びホットライン（通報・相談総合窓口）の運用へのアドバイスをを行っています。委員長は法務部門責任者が務め、委員として監査役、顧問弁護士などが参加しています。2016年度は10回開催しました。

- ・企業取引倫理委員会

優越的な地位を利用してお取引先企業（生産工場、納入業者など）に不当な圧力をかけるといった行為を、未然に防止することを目的としています。外部の専門機関による実態調査やお取引先企業へのアンケート結果などに基つき、担当部署への助言、勧告を行っています。委員長はCSR部門担当責任者が務め、委員として監査役、顧問弁護士などが参加しています。2016年度は12回開催しました。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



② 内部統制システムの整備の状況

当社は、当社及びその子会社からなるファーストリテイリンググループ（以下「FRグループ」といいます。）全体として、適法、適正且つ効率的な事業活動を行うために、事業活動の基本方針を定めた「経営理念」、及び「FAST RETAILING WAY」（以下「FR WAY」といいます。）、並びに企業倫理・コンプライアンスの基本姿勢を定めた「ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト」（以下「FRコードオブコンダクト」といいます。）の徹底を図るとともに、内部統制システムを構築します。

A. FRグループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社並びに当社及びその子会社からなるファーストリテイリンググループ（以下「FRグループ」といいます。）各社の取締役及び執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）は、自ら「経営理念」、「FAST RETAILING WAY」（以下「FR WAY」といいます。）、「ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト」（以下「FRコードオブコンダクト」といいます。）、及びその他の会社内部規程を遵守し、FRグループにおける企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行します。また、社会の変化、事業活動の変化及びFRコードオブコンダクトの運用状況に応じて、各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保します。

(2) 当社は、法務部門担当執行役員又は法務部長をコンプライアンス責任者として任命し、FRグループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めます。

(3) 当社は、社外取締役を複数名選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図ります。当社及びFRグループ各社の監査役は、自己が監査役に就任している会社の取締役会に出席し、取締役等に対して適宜意見を述べることができます。また、当社及びFRグループ各社の取締役等は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士などの専門家を起用し、法令違反行為を未然に防止し、かつそのために必要な措置を実施します。当社及びFRグループ各社の取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。

B. FRグループの従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及びFRグループ各社の取締役等は、当社及びFRグループ各社の従業員が、経営理念、FR WAY、FRコードオブコンダクト、及びその他の会社内部規程を遵守するよう体制を構築し、コンプライアンスに関する教育、啓発を当社及びFRグループ各社の従業員に行い、これを遵守させます。

(2) 当社は、FRグループの内部統制システムの監査を行う監査部門と、FRグループのコンプライアンスの統括部署として法務部門を設置します。

(3) 当社及びFRグループ各社の取締役等は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する事実を発見した場合には直ちに他の取締役等に報告し、重大な法令違反については直ちに監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。

(4) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員が利用可能な社内通報システム（以下「ホットライン」といいます。）を整備・運用します。

(5) 弁護士等の社外専門家を含むメンバーにより構成されるコードオブコンダクト委員会は、コンプライアンス遵守体制とホットラインの運用について定期的に見直し、改善を行います。当社及びFRグループ各社の取締役等は、ホットラインの運用について問題があると認めるときは、コードオブコンダクト委員会に意見を述べ、改善を求めることができます。

C. FRグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びFRグループ各社の取締役等の職務執行に係る以下の文書については、法令・定款のほか、取締役会規程、文書管理規程及び機密情報取扱ガイドラインに基づき、その意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証拠として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、法令上要求される保管期間内は閲覧可能とします。

- ①株主総会議事録と関連資料
- ②取締役会議事録と関連資料
- ③取締役等が主催する重要な会議の議事録と関連資料
- ④その他重要な従業員が主催する重要な会議の議事録と関連資料

D. FRグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、FRグループ各社に対して直接又は間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断もしくは停止させる可能性、又は当社及びFRグループ各社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを定期的に分析し、その管理体制を整えます。

(2) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止めます。

E. FRグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及びFRグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社において、複数名の社外取締役が在籍する取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。また、FRグループ各社（取締役会の存在会社に限ります。）においても、取締役会を法律に従って適切に開催します。

(2) 当社及びFRグループ各社は、各社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、事前に当社代表取締役を議長とする経営会議（月曜会議）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行います。

(3) 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、当社取締役会決議により定められた各執行役員の職務分掌に従い、効率的かつ適正に行います。

F. FRグループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及びFRグループ各社の財務報告について信頼性及び資産の取得・保管・処分の適正さを確保するためのシステム及び継続的にモニタリングする体制を整備します。また、開示委員会を設置し、当社及びFRグループ各社が適時適正な情報開示を行う体制を整備します。

G. 当社及びFRグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及びFRグループ各社における業務の適正を確保するため、経営理念、FR WAY、及びFRコードオブコンダクトをFRグループ各社に適用する行動指針として位置づけ、これを基礎として、FRグループ各社で諸規程を定めます。

経営管理については、FRグループ各社の経営の自主性・自律性を尊重しつつ、関係会社管理規程を定め、重要案件の当社による決裁及び当社への報告制度による関係会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行います。

FRグループ各社の取締役等は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。

(2)FRグループ各社の取締役等は、経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又は各国の企業倫理上問題があるなど、コンプライアンス上の問題がある場合、監査部門又は法務部門に報告します。報告を受けた監査部門又は法務部門は監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に、改善を求めることができます。

H. 監査役職務を補助すべき従業員に関する体制並びに当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)当社は、監査役会が求めた場合、監査役職務を補助すべき従業員に関する規程を定め、監査役職務を補助すべき者として、当社の従業員又は弁護士、公認会計士など監査役補助者として相応しい者を任命します。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役等からの独立性を確保します。

(2)監査役補助者は当社業務の執行にかかわる役職を兼務しないこととし、監査役の指揮命令下で業務を遂行します。

I. 当社及びその子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に都度報告します。前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員並びにFRグループ各社の監査役に対して報告を求めることができます。

(2)当社及びFRグループ各社は、経営理念、FR WAY、及びFRコードオブコンダクトの適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保します。監査役は、監査役に対する当社及びFRグループ各社の取締役等又は従業員の報告体制について問題があると認めた場合、取締役等及び取締役会に意見を述べ、改善を求めることができます。

(3)当社は、当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員に対し、監査役へ報告を行った者を当該報告を理由として不利に取扱うことを禁止することを周知徹底し、当該報告者及び当該報告内容について厳重な情報管理体制を整備します。

(4)監査役は、会計監査人、監査部門及びFRグループ各社の監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を随時開催し、緊密な連携を図ります。

J. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行に要する費用の前払い等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

K. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要事項の審議ないし報告状況を直接認識し、必要に応じて意見を述べることができる体制とします。

(2)代表取締役は監査役と定期的に協議し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行います。

L. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、FRコードオブコンダクトにおいて以下の内容を定め、役員及び従業員に徹底することにより反社会的勢力との関係断絶を実行します。

(1)反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持つてはならず、また反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭を渡すことで解決を図ってはならないものとします。

(2)会社又は自らの利益のために、反社会的勢力を利用してはならないものとします。

③ 内部監査および監査役監査

当社は、執行部門から独立した内部監査部門を設置し、2016年8月末日現在、7名の専任者によって、内部管理体制の適切性や有効性を定期的に検証し、業務執行の状況について監査を実施しています。また、監査役は取締役会に常時出席し、経営執行状況について監査を実施しております。監査役会は上記のように社内常勤監査役2名、社外監査役3名で構成され、内部監査部門及び会計監査人から監査に関する重要な事項の報告を受け、協議を行い常に連携を保っています。なお、監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

④ 会計監査

所属する監査法人名	公認会計士の氏名等		継続監査年数
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員	網本 重之	－ (注)
	指定有限責任社員 業務執行社員	金子 秀嗣	－ (注)
	指定有限責任社員 業務執行社員	伊東 朋	－ (注)

なお、監査業務に係る補助者は、新日本有限責任監査法人の監査計画に基づき、公認会計士17名およびその他19名で構成されております。

(注) 継続監査年数が7年を超えないため、記載を省略しております。

⑤ 社外取締役および社外監査役の機能、役割、選任等

当社の社外取締役は5名、社外監査役は3名です。

社外取締役には、当社経営に対する監督機能およびチェック機能を期待しており、経営の観点から豊富な経験と知識に基づいた助言を頂くことで当社の企業価値向上に寄与頂いています。

社外監査役には、取締役会および業務執行に対する客観的な立場での監督機能を期待しており、様々な分野での豊富な経験と知識に基づいた助言を頂いています。

社外取締役村山徹氏は、榊村山事務所の代表取締役をつとめており、当社は同社との間に経営人材育成等に関するコンサルティング契約を締結しております。

上記以外に、各社外取締役および社外監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役および社外監査役は、内部監査、内部統制の運用状況、監査役監査および会計監査の結果について、取締役会で報告を受けております。また、社外監査役は、「③ 内部監査および監査役監査」に記載のとおり内部監査部門及び会計監査人と相互連携を図っております。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準を設けておりませんが、客観的な視点かつ独立的な立場からの助言、提言を当社の意思決定に反映すべく、従来より、社外取締役に、企業経営者など産業界における豊富な経験から経営全般に亘る広範な知識と高い見識を持つ者を複数選任しております。また、社外監査役の選任にあたっては、多様なステークホルダーの視点を事業活動の監督に取り入れる視点から、その出身分野などの多様性ととも、独立性の確保に留意しております。

⑥ 独立役員に関する事項

当社の取締役6名のうち5名は社外取締役であり、このうち3名を独立役員として、東京証券取引所に届けております。当社は、過半数の社外取締役を選任することにより、取締役会の独立性を高めるとともに、監督機能を強化しています。

当社では、社外取締役を含む社外役員の独立性について、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加えて、以下の基準に基づき判断しています。

- (1) 現在または過去3年間に於いて、直近事業年度における年間取引総額が当社グループの連結売上高の2%以上である取引先（注1）またはその業務執行者（注2）ではないこと
- (2) 現在または過去3年間に於いて、直近事業年度における年間取引総額が当該取引先の連結売上高の2%以上である取引先（注1）またはその業務執行者（注2）ではないこと
- (3) 現在または過去3年間に於いて、当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭およびその他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
- (4) 現在または過去3年間に於いて、当社または当社の子会社の会計監査人の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員ではないこと

(注1) 「取引先」には、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルタントその他の団体を含みます。

(注2) 「業務執行者」とは、会社においては業務執行取締役、執行役、執行役員またはその他の従業員をいい、会社以外の組織（財団法人、社団法人、組合等）においては当該組織の業務執行に当たる理事、役員、パートナー、アソシエイト、社員又はその他の従業員をいいます。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役および新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、全社外取締役および全社外監査役に対しては、500万円又は法令で規定する額のいずれか高い額としております。新日本有限責任監査法人に対しては、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

⑧ 取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

（３）役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額（百万円）		対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く。)	240	240	—	1
監査役(社外監査役を除く。)	35	35	—	2
社外役員	80	80	—	8

① 取締役報酬 290百万円（内、社外取締役 50百万円）

② 監査役報酬 65百万円（内、社外監査役 30百万円）

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者
代表取締役 柳井正 240百万円

役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、取締役会において、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、決定しております。監査役の報酬等については、監査役報酬等の限度内で算定しており、各監査役の報酬等については監査役の協議により決定しております。

（４）その他当社の定款規定

① 取締役の定数

当社の取締役は3名以上10名以内とする旨定款に定めております。

② 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、累積投票によらない旨、および、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

③ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

④ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(5) 株式の保有状況

① 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	貸借対照表計上額の合計額
5 銘柄	1,620百万円

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数	貸借対照表計上額	保有目的
双日(株)	1,342,540	345百万円	営業上の取引関係維持のため

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数	貸借対照表計上額	保有目的
双日(株)	1,342,540	332百万円	営業上の取引関係維持のため
Nameson Holdings Ltd	57,970,000	1,079百万円	営業上の取引関係維持のため

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	144	6	147	4
連結子会社	17	—	17	—
計	161	6	165	4

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度（自2014年9月1日 至 2015年8月31日）

当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているアーンスト・アンド・ヤングに対して、監査証明業務及び非監査証明業務に基づく報酬として、245百万円を支払っております。

当連結会計年度（自2015年9月1日 至 2016年8月31日）

当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているアーンスト・アンド・ヤングに対して、監査証明業務及び非監査証明業務に基づく報酬として、325百万円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度（自2014年9月1日 至 2015年8月31日）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザリー業務等であります。

当連結会計年度（自2015年9月1日 至 2016年8月31日）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザリー業務等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 本報告書の金額の表示は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2015年9月1日から2016年8月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2015年9月1日から2016年8月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 会計基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備するために、IFRSに関する十分な知識を有した従業員を配置するとともに、公益財団法人財務会計基準機構等の組織に加入し、研修等に参加することによって、専門知識の蓄積に努めております。

(2) IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計処理指針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。グループ会計処理指針は、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び当社への影響の検討を行った上で、適時に内容の更新を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	8, 30	355, 212	385, 431
売掛金及びその他の短期債権	9, 30	44, 777	45, 178
その他の短期金融資産	11, 30	22, 593	184, 239
棚卸資産	10	260, 006	270, 004
デリバティブ金融資産	30	157, 490	569
未収法人所得税		18, 564	21, 626
その他の流動資産	12	15, 748	17, 534
流動資産合計		874, 394	924, 583
非流動資産			
有形固定資産	13	129, 340	121, 853
のれん	14	27, 165	17, 908
のれん以外の無形資産	14	40, 991	34, 205
長期金融資産	11, 30	75, 940	77, 553
持分法で会計処理されている投資	16	—	13, 132
繰延税金資産	19	11, 107	44, 428
その他の非流動資産	12	4, 766	4, 453
非流動資産合計		289, 311	313, 535
資産合計		1, 163, 706	1, 238, 119
負債及び資本			
負債			
流動負債			
買掛金及びその他の短期債務	20, 30	181, 577	189, 501
デリバティブ金融負債	30	100	72, 388
その他の短期金融負債	11, 17, 30	15, 471	12, 581
未払法人所得税		36, 763	9, 602
引当金	21	22, 615	22, 284
その他の流動負債	12	35, 714	31, 689
流動負債合計		292, 242	338, 046
非流動負債			
長期金融負債	11, 17, 30	25, 513	274, 090
引当金（非流動）	21	10, 203	10, 645
繰延税金負債	19	47, 272	3, 809
その他の非流動負債	12	13, 668	13, 865
非流動負債合計		96, 658	302, 411
負債合計		388, 901	640, 458

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
資本			
資本金	22	10,273	10,273
資本剰余金	22	11,524	13,070
利益剰余金	22	602,623	613,974
自己株式	22	△15,699	△15,633
その他の資本の構成要素	22	142,214	△47,183
親会社の所有者に帰属する持分		750,937	574,501
非支配持分		23,867	23,159
資本合計		774,804	597,661
負債及び資本合計		1,163,706	1,238,119

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
売上収益	23	1,681,781	1,786,473
売上原価		△833,243	△921,475
売上総利益		848,538	864,998
販売費及び一般管理費	24	△671,863	△702,956
その他収益	16,25	8,782	2,363
その他費用	15,25	△20,992	△37,112
営業利益		164,463	127,292
金融収益	26	17,354	2,364
金融費用	26	△1,141	△39,420
税引前利益		180,676	90,237
法人所得税費用	19	△63,287	△36,162
当期利益		117,388	54,074
当期利益の帰属			
親会社の所有者		110,027	48,052
非支配持分		7,360	6,021
合計		117,388	54,074
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	28	1,079.42	471.31
希薄化後1株当たり当期利益(円)	28	1,078.08	470.69

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
当期利益		117,388	54,074
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目		—	—
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
売却可能金融資産	27	△655	105
在外営業活動体の換算差額	27	14,040	△43,312
キャッシュ・フロー・ヘッジ	27	40,350	△150,239
その他の包括利益合計		53,735	△193,447
当期包括利益合計		171,124	△139,372
当期包括利益合計額の帰属			
親会社の所有者		163,871	△141,345
非支配持分		7,253	1,972
当期包括利益合計		171,124	△139,372

③【連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					売却可能 金融資産	在外営業 活動体の 換算差額
2014年9月1日残高	10,273	9,803	525,722	△15,790	798	23,035
連結会計年度中の変動額						
連結包括利益						
当期利益	—	—	110,027	—	—	—
その他の包括利益	27	—	—	—	△655	14,815
連結包括利益合計	—	—	110,027	—	△655	14,815
所有者との取引額						
自己株式の取得	22	—	—	△11	—	—
自己株式の処分	22	—	700	102	—	—
剰余金の配当	22	—	△33,126	—	—	—
株式報酬取引による増加	22	—	1,019	—	—	—
その他		—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	1,720	△33,126	90	—	—
当期変動額合計	—	1,720	76,901	90	△655	14,815
2015年8月31日残高	10,273	11,524	602,623	△15,699	143	37,851

(単位：百万円)

注記	その他の資本の構成要素				
	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	合計	親会社の 所有者に 帰属する 持分	非支配 持分	資本合計
2014年9月1日残高	64,536	88,371	618,381	17,660	636,041
連結会計年度中の変動額					
連結包括利益					
当期利益	—	—	110,027	7,360	117,388
その他の包括利益	27	39,683	53,843	△107	53,735
連結包括利益合計	39,683	53,843	163,871	7,253	171,124
所有者との取引額					
自己株式の取得	22	—	△11	—	△11
自己株式の処分	22	—	803	—	803
剰余金の配当	22	—	△33,126	△1,226	△34,352
株式報酬取引による増加	22	—	1,019	—	1,019
その他	—	—	—	180	180
所有者との取引額合計	—	—	△31,315	△1,046	△32,361
当期変動額合計	39,683	53,843	132,556	6,207	138,763
2015年8月31日残高	104,219	142,214	750,937	23,867	774,804

(単位：百万円)

	注記						その他の資本の構成要素
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	売却可能 金融資産	在外営業 活動体の 換算差額
2015年9月1日残高		10,273	11,524	602,623	△15,699	143	37,851
連結会計年度中の変動額							
連結包括利益							
当期利益		—	—	48,052	—	—	—
その他の包括利益	27	—	—	—	—	105	△40,663
連結包括利益合計		—	—	48,052	—	105	△40,663
所有者との取引額							
自己株式の取得	22	—	—	—	△6	—	—
自己株式の処分	22	—	546	—	72	—	—
剰余金の配当	22	—	—	△36,702	—	—	—
株式報酬取引による増加	22	—	945	—	—	—	—
その他		—	53	—	—	—	—
所有者との取引額合計		—	1,546	△36,702	66	—	—
当期変動額合計		—	1,546	11,350	66	105	△40,663
2016年8月31日残高		10,273	13,070	613,974	△15,633	248	△2,811

(単位：百万円)

	注記	その他の資本の構成要素		親会社の 所有者に 帰属する 持分	非支配 持分	資本合計
		キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	合計			
2015年9月1日残高		104,219	142,214	750,937	23,867	774,804
連結会計年度中の変動額						
連結包括利益						
当期利益		—	—	48,052	6,021	54,074
その他の包括利益	27	△148,839	△189,397	△189,397	△4,049	△193,447
連結包括利益合計		△148,839	△189,397	△141,345	1,972	△139,372
所有者との取引額						
自己株式の取得	22	—	—	△6	—	△6
自己株式の処分	22	—	—	619	—	619
剰余金の配当	22	—	—	△36,702	△3,268	△39,970
株式報酬取引による増加	22	—	—	945	—	945
その他		—	—	53	587	641
所有者との取引額合計		—	—	△35,090	△2,680	△37,770
当期変動額合計		△148,839	△189,397	△176,435	△708	△177,143
2016年8月31日残高		△44,619	△47,183	574,501	23,159	597,661

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
税引前利益		180,676	90,237
減価償却費及びその他の償却費		37,758	36,797
減損損失		16,146	22,397
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		372	46
その他の引当金の増減額 (△は減少)		5,096	328
受取利息及び受取配当金		△1,477	△2,364
支払利息		1,137	2,402
為替差損益 (△は益)		△15,084	36,955
持分法による投資損益 (△は益)		—	△132
固定資産除却損		2,479	1,052
売上債権の増減額 (△は増加)		3,977	△2,364
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△29,295	△34,908
仕入債務の増減額 (△は減少)		△8,031	18,598
その他の資産の増減額 (△は増加)		△1,900	1,868
その他の負債の増減額 (△は減少)		12,260	△1,356
その他		1,339	△476
小計		205,456	169,079
利息及び配当金の受取額		1,477	2,364
利息の支払額		△1,155	△2,163
法人税等の支払額		△84,728	△88,512
法人税等の還付額		13,881	17,987
営業活動によるキャッシュ・フロー		134,931	98,755
定期預金の増減額 (△は増加)		△16,173	△186,536
有形固定資産の取得による支出		△44,663	△34,158
有形固定資産の売却による収入		261	1,137
無形資産の取得による支出		△6,503	△9,470
敷金及び保証金の増加による支出		△8,849	△7,434
敷金及び保証金の回収による収入		3,442	3,983
持分法で会計処理されている投資の取得による支出		—	△13,000
建設協力金の増加による支出		△2,445	△1,323
建設協力金の回収による収入		1,895	1,909
その他		△109	△1,045
投資活動によるキャッシュ・フロー		△73,145	△245,939
短期借入金の純増減額 (△は減少)		1,814	△243
長期借入金の返済による支出		△5,090	△4,937
社債の発行による収入		—	249,369
配当金の支払額	22	△33,127	△36,700
非支配持分への配当金の支払額		△1,226	△3,076
リース債務の返済による支出		△4,587	△4,313
その他		431	1,330
財務活動によるキャッシュ・フロー		△41,784	201,428
現金及び現金同等物に係る換算差額		21,162	△24,025
現金及び現金同等物の増減額		41,162	30,218
現金及び現金同等物期首残高	8	314,049	355,212
現金及び現金同等物期末残高	8	355,212	385,431

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社ファーストリテイリング（以下「当社」という。）は日本国に所在する企業であります。当社の登記されている本社及び主要な事業所の所在地は、ホームページ（<http://www.fastretailing.com/jp/>）で開示しております。

当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の主な活動はユニクロ事業（「ユニクロ」ブランドの国内・海外におけるカジュアル衣料品販売事業）、ジーユー事業及びセオリー事業（国内・海外における衣料品の企画、販売事業）などであります。

2. 作成基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表された国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。

当社グループは、連結財務諸表規則第1条の2の「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定を適用しています。

(2) 連結財務諸表の承認

連結財務諸表は2016年11月25日に代表取締役会長兼社長 柳井 正及びグループ上席執行役員CFO 岡崎 健によって承認されております。

(3) 測定の基礎

連結財務諸表は、重要な会計方針に記載されているとおり、公正価値で測定されている特定の資産、負債及び金融商品を除き、取得原価により測定し、作成しております。

(4) 機能通貨および表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、単位を百万円としております。また、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 重要な判断及び不確実性の見積りの主要な源泉

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り、仮定を行うことが義務付けられております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及び将来の会計期間において認識しております。

見積り及び仮定のうち、当社グループの連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は以下のとおりであります。

- ・有形固定資産及び無形資産の耐用年数（注記13、14）
- ・減損テストに係る資金生成単位の回収可能価額（注記15）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記19）
- ・棚卸資産の評価（注記10）
- ・営業債権その他の受取勘定の回収可能性（注記9、30）
- ・引当金の会計処理と評価（注記21）
- ・金融商品の評価（注記30）
- ・株式報酬の公正な評価単価（注記29）
- ・偶発負債の将来の経済的便益の流出の可能性（注記34）

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

①子会社

子会社とは、当社により支配されている企業（組成された事業体を含む）をいいます。当社グループが企業への関与により生じる変動リターンにさらされている、又は変動リターンに対する権利を有している場合で、その企業に対するパワーにより、当該変動リターンに影響を与えることができる場合には、当社グループはその企業を支配しています。子会社の財務諸表は、支配獲得日から支配を喪失する日までの間、当社グループの連結財務諸表に含まれております。

子会社の財務諸表は親会社と統一された会計方針を適用しております。

当社グループ内の債権債務残高及び取引、並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

迅銷（中国）商貿有限公司、Theory Shanghai International Trading Co., Ltd.、優衣庫商貿有限公司、迅銷（上海）企業管理諮詢有限公司、迅銷（上海）商業有限公司、GU（Shanghai）Trading Co., Ltd.、Comptoir des Cotonniers（Shanghai）Trading Co., Ltd.、PRINCESSE TAM.TAM（SHANGHAI）TRADING CO., LTD.及びLLC UNIQLO（RUS）の子会社の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。その他の子会社の財務諸表は親会社と同一の報告期間について作成されています。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。

非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

包括利益は非支配持分が負となる場合であっても親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

当連結会計年度末における連結子会社の数は120社であります。

②関連会社

関連会社とは、当社グループにより支配されていないが、当社グループがその財務及び経営方針に対して重要な影響力を有している企業をいいます。当社グループが他の企業の20%以上の議決権を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

関連会社に対する投資は、持分法を適用して会計処理を行い、取得時に取得原価で測定し、それ以後は、関連会社の純資産に対する当社グループの持分の変動に応じて投資額を変動させております。その際、関連会社の純損益のうち当社グループの持分相当額は連結損益計算書に計上しております。また、関連会社のその他の包括利益のうち、当社グループの持分相当額は連結包括利益計算書のその他の包括利益に計上しております。

重要な内部取引に係る利益は、関連会社に対する持分比率に応じて消去しております。

当連結会計年度末における持分法適用関連会社の数は1社であります。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。発生した取得費用は費用として処理しております。なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しており、当該取引からのれんは認識しておりません。

被取得企業の偶発負債は、それが現在の債務であり、過去的事象から発生したもので、かつその公正価値を信頼性をもって測定できる場合に限り、企業結合において認識されております。

当社グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかを個々の取引ごとに選択しています。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した報告日までに完了していない場合には、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を取得日当初に把握していたとしたら、認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下、測定期間）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。この新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

(3) 外貨換算

① 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートで各社の機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性項目は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性項目の換算差額はその期間の損益として認識しております。

外貨建の取得原価により測定する非貨幣性項目は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建の公正価値により測定する非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。非貨幣性項目の為替換算差額は、非貨幣性項目に係る利得又は損失をその他の包括利益に認識する場合には、当該利得又は損失の為替部分はその他の包括利益に認識し、非貨幣性項目に係る利得又は損失を純損益に認識する場合には、当該利得又は損失の為替部分は純損益で認識しております。

② 在外営業活動体の換算

当社グループの在外営業活動体の資産及び負債は報告日の為替レートで円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替レートで円貨に換算しております。換算により生じた差額は、その他の包括利益で認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該在外営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

(4) 金融商品

デリバティブ金融商品

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、為替予約を利用しております。このデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

当社グループは、為替予約をキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しており、以下のように会計処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブを、認識済み資産・負債、又は損益に影響を与え得る発生可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクに起因するキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の資本の構成要素に含めております。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす期間と同一期間において、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ手段と同一の項目で損益に振り替えられております。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に損益で認識しております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、若しくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引又は確定約定が発生するまで引き続き資本に計上しております。

デリバティブ以外の金融商品

① 当初認識及び測定

すべての通常の方法での金融資産の購入又は売却（市場の規制又は慣行により定められている期間内での資産の引渡しを要求する金融資産の購入又は売却）は、約定日において、認識もしくは認識の中止を行い、当初は公正価値に取引費用を加算した金額で測定されます。

金融資産は、以下の3つのカテゴリーに分類しております。

- ・純損益を通じて公正価値で測定する金融資産
- ・貸付金及び債権
- ・売却可能金融資産

この分類は、金融資産の性質と目的に依存し、当初の認識時に決定されます。

② 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

金融資産が、トレーディング目的保有又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定された場合、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に区分されます。

トレーディング目的で保有する金融資産以外の金融資産は、以下のいずれかであれば、当初の認識で「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に指定される可能性があります。

- (a) その指定が、起きるであろう測定又は認識の矛盾（会計上のミスマッチ）を消し去るか、又は大幅に減少する。
- (b) 金融資産が、当社グループの文書化されたリスク管理又は投資戦略にしたがって管理され、その実績が公正価値で測定されており、グルーピングに関する情報が内部に公正価値のベースで提供されている「金融資産又は金融負債（又はその両方）のグループ」の一部を形成している。

(c) 1つ以上の組込みデリバティブを含む契約の一部を形成している（IAS第39号は、完全な結合契約（資産又は負債）を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定することを認めている）。

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に指定された金融資産は、公正価値で測定され、関連する変動は損益として認識されております。上記を含め、認識された損益は、配当収益、利息収益又は評価損益として連結損益計算書に認識されております。公正価値は注記「30. 金融商品」で示した方法で決定されております。

③ 貸付金及び債権

活発な市場で値付けされていない貸付金、売上債権、その他の債権は、「貸付金及び債権」に分類されております。「貸付金及び債権」は、実効金利法を適用した償却原価から減損損失を控除して測定されております。受取利息は、原則として、実効金利法を適用して認識しております。

④ 売却可能金融資産

デリバティブ以外の金融資産のうち、「売却可能金融資産」に指定されたもの、又は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」、もしくは「貸付金及び債権」のいずれにも分類されないものは「売却可能金融資産」に分類されております。

市場で取引されている売却可能な上場株式は、公表市場価格で測定されます。非上場株式については、合理的方法により公正価値で測定されます。公正価値は、注記「30. 金融商品」に示した方法で決定されます。公正価値の変動から生じる損益は、その他の包括利益として認識されます。一方、減損損失及び貨幣性資産に係る外貨換算損益は、例外的に損益として認識されます。

金融資産の認識が中止された場合、又は減損損失が認識された場合には、当該時点まで累積その他の包括利益として認識していた損益は、その期間の損益に振替えられます。

売却可能金融資産に係る配当は、当社グループの配当を受け取る権利が確定した時点で、損益として認識いたします。外貨建の売却可能金融資産の公正価値は、外貨で決定され、報告日の為替レートで換算されます。外貨建貨幣性資産の為替レート変動の影響は為替差損益に、その他の外貨建売却可能金融資産の為替レート変動の影響は、その他の包括利益で認識されます。

⑤ 金融資産の減損

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」以外の金融資産は、IAS第39号に基づき、各報告日ごとに減損の客観的証拠の有無を評価しております。金融資産は、金融資産の当初の認識以降に発生する1つ以上の事象の結果として当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を受けているという客観的な証拠がある場合には、減損損失が認識されます。

「売却可能金融資産」に分類された上場及び非上場株式については、著しく、又は長期に公正価値が取得原価を下回することは、減損の客観的な証拠とみなされます。売却可能金融資産に分類された償還可能証券、ファイナンス・リース債権を含むすべてのその他の金融資産に関する減損の客観的な証拠には、以下の項目が含まれます。

- (a) 発行者又は関係者の重大な財政状態の悪化
- (b) 利息又は元本支払の債務不履行、延滞
- (c) 発行者が破産する又は財政的再編成を行う可能性が高い

売上債権等の特定の分野の金融資産については、個々には減損していなくても、全体的な減損の評価が行われます。債権のポートフォリオの減損の客観的な証拠には、債権の債務不履行に関連する国又は地方の経済状況の変化、及び平均信用供与期間を超えたポートフォリオにおける支払遅延の増加等が含まれます。

償却原価で評価される金融資産については、減損損失の金額は、「資産の帳簿価額」と「金融資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値」との差額であります。金融資産の帳簿価額は、貸倒引当金を用いて減損損失が計上される売上債権等を除いて、減損損失額を直接減額いたします。売上債権等は回収期日を変更した債権も含め、回収不能と判断される場合には貸倒引当金が設定され、その後債権が放棄された場合及び回収された場合には貸倒引当金を減額いたします。貸倒引当金の変動は使用による減少を除き損益として認識されます。売却可能金融資産を除いて、その後の期間で、減損損失の金額が減少し、減少が減損損失認識後に発生した事象に客観的に関連している場合には、以前に認識した減損損失は、減損損失を戻し入れた後の投資の帳簿価額が減損損失を認識しなかった場合の償却原価を超えない範囲で損益を通して戻し入れます。

売却可能金融資産に関しては、以前に損益で認識した減損損失は、損益を通して戻すことはできません。減損後の公正価値の変動は、追加の減損が生じない限りその他の包括利益を通して認識されます。

⑥ 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止いたします。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

デリバティブ以外の資本性金融商品及び金融負債

① 資本性金融商品（株式）

資本性金融商品は、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分の所有権を表す契約であります。

② 金融負債

金融負債は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」又は「その他の金融負債」のいずれかに分類されます。

③ 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

金融負債が、トレーディング目的保有又は「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に指定された場合、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に区分されます。

金融負債は、以下のいずれかの場合に、トレーディング目的保有に分類されます。

- (a) 主として短期間に売却又は買戻しを行う目的で取得又は発生させたもの
- (b) 当初認識時において、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別されたポートフォリオの一部であるもの
- (c) デリバティブ（金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く）

トレーディング目的で保有する金融負債以外の金融負債は、以下のいずれかであれば、当初認識で「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に指定される可能性があります。

- (a) その指定が、起きるであろう測定又は認識の矛盾（会計上のミスマッチ）を消し去るか、又は大幅に減少する。
- (b) 金融負債が、当社グループの文書化されたリスク管理又は投資戦略にしたがって管理され、その業績が公正価値で測定されており、グルーピングに関する情報が内部に公正価値のベースで提供されている「金融資産又は金融負債（又はその両方）のグループ」の一部を形成している。
- (c) 1つ以上の組込みデリバティブを含む契約の一部を形成している（IAS第39号は、完全な結合契約（資産又は負債）が純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定することを認めている）。

「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に指定された金融負債は、公正価値で測定され、関連する変動は損益として認識されます。上記を含め、認識された損益は、利息費用又は評価損益として連結損益計算書に認識されます。公正価値は注記「30. 金融商品」で示した方法で決定されます。

④ その他の金融負債

借入金を含むその他の金融負債は、取引費用控除後の公正価値で当初測定されます。当初認識後は、実効金利法を使用した償却原価で測定され、支払利息は、実効金利法で認識されます。

⑤ 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止いたします。

⑥ 金融商品の公正価値

各報告日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

⑦ 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額ベースで決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物とは、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する流動性の高い短期投資からなっております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、原価又は正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しており、原価の算定にあたっては、主として加重平均法を採用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(7) 有形固定資産（リース資産は除く）

① 認識及び測定

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示されております。取得原価には、資産の取得に直接付随する支出と、解体、除去及び設置していた場所の原状回復費用が含まれております。

② 償却

土地及び建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、以下の主な見積耐用年数にわたり、定額法で計上されます。

建物及び構築物	3～50年
器具備品及び運搬具	5年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、将来に反映される見積りの変動の影響を考慮して、各連結会計年度末に見直されます。

(8) のれん及び無形資産（リース資産は除く）

① のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示されております。

のれんは、当社グループが取得した持分の取得原価が、識別可能な取得資産負債の公正価値の純額を上回る場合の超過額を示しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

② 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示されております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・社内利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3～5年）

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

(9) リース

契約がリースであるか否か、もしくは契約にリースが含まれているか否かについては、リース開始日における契約の実質、すなわち契約の履行が特定の資産又は資産グループの使用に依存しているかどうか、及び契約により当該資産の使用権（契約上明記されているか否かにかかわらず）が移転するかどうかに基づき判断されます。

リース契約により、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転する場合、当該リース取引はファイナンス・リースに分類しております。ファイナンス・リース以外のリース取引は、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース資産は、リース開始時のリース物件の公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額をもって資産計上しております。最低リース料は、利子率が負債残高に対して一定率になるように金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

借手のオペレーティング・リースの支払リース料は、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

貸手のオペレーティング・リースの賃貸収益は、リース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

(10) 減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、各報告日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。売却費用控除後の公正価値の算定には、最近の市場取引が考慮されておりますが、観察可能な市場取引が存在しない場合には、適切な評価モデルが使用されております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっております。

全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失については、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には当期損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分されております。

のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。過去に認識したその他の資産の減損損失については、各報告日において、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻し入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

(11) 引当金

過去の事象の結果として、現在の法的債務及び推定的債務が存在し、当社グループが当該債務の決済をするために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積ることが出来る場合に、報告日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、現在の債務の決済のために必要な支出（将来キャッシュ・フロー）の最善の見積りに基づいて測定しております。

引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

各引当金の説明は以下のとおりであります。

① 賞与引当金

当社グループの従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

② 資産除去債務引当金

本社ビルをはじめとしたオフィス及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等を見積り、引当金として計上しております。使用見込期間を取得から耐用年数到来時と見積り、割引率は主に0.37～0.99%を使用して計算しております。

(12) 株式報酬

当社グループでは、当社及び当社子会社の従業員に対して、その当社グループの利益に対する貢献に報いるとともに、当社の株価とそれらの者の受ける利益を連動化させることで、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行しております。

ストック・オプションは、付与日に当社の株価等を参照して公正価値で測定されます。ストック・オプションの公正価値を決定するための詳細は、注記「29. 株式報酬制度」に記載しております。

ストック・オプションの付与日に決定した公正価値は、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって定額法で費用計上され、同時に、資本剰余金が認識されます。

(13) 収益

収益は、当社グループが受領した又は受領可能な対価から、返品、値引き及び割戻しを減額した公正価値により測定しております。単一の取引に複数の識別可能な構成部分がある場合、その取引を構成要素ごとに分割し、構成要素ごとに収益を認識しております。また、複数の取引を一体として考えないと経済的実態を示さない場合、複数の取引を一体として収益を認識しております。収益の認識基準及び表示方法については次のとおりであります。

① 収益の認識基準

物品の販売による収益は、次の条件をすべて満たした時に認識しております。

- ・ 物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が当社グループから買手に移転したこと
- ・ 販売された物品に対して、所有と通常結びつけられる程度の継続的な管理上の関与も実質的な支配も当社グループが保持していないこと
- ・ 収益の額を信頼性をもって測定できること
- ・ その取引に関連する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高いこと
- ・ その取引に関連して発生した又は発生する原価を信頼性をもって測定できること

② 収益の表示方法

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。

(14) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金で構成されており、その他の包括利益に計上される項目から生じる税金を除き、損益として計上しております。

当期税金は、各報告日時点において施行又は実質的に施行される税率を乗じて算定する当期の課税所得又は損失に係る納税見込額あるいは還付見込額に過年度の納税調整額を加味したものであります。

繰延税金資産及び負債は、資産負債法により、会計上の資産及び負債の帳簿価額と税務上の資産及び負債金額との一時差異に対して計上しております。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上していません。

- ・ のれんから生じる一時差異
- ・ 会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引（企業結合取引を除く）によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

なお、当連結会計年度から当社及び国内の100%出資子会社は、連結納税制度を適用しております。

繰延税金資産及び負債は、各報告日に施行又は実質的に施行される法律に基づいて一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。繰延税金資産及び負債は、当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、又は異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び負債を純額ベースで決済することを意図している場合、もしくはこれら税金資産及び負債が同時に実現する予定である場合に相殺しております。

繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。繰延税金資産は各報告日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しております。

(15) 1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、親会社の普通株主に帰属する損益を、連結会計年度中の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり利益は、希薄化効果を有する全ての潜在株式の影響を調整して計算しております。

4. 新たに適用する基準書及び解釈指針

該当事項はありません。

5. 未適用の新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、2016年8月31日現在において当社が適用していない主なものは以下のとおりです。適用による当社への影響は検討中であり、現時点で見積することはできません。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用年度	新設・改訂の概要
IAS第1号 (改訂)	財務諸表の表示	2016年1月1日	2017年8月期	財務諸表の表示及び開示の明確化
IAS第16号 (改訂)	有形固定資産	2016年1月1日	2017年8月期	減価償却の許容される方法の明確化
IAS第28号 (改訂)	関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	2016年1月1日	2017年8月期	投資企業を会計処理する際の要求事項の明確化
IAS第34号 (改訂)	期中財務報告	2016年1月1日	2017年8月期	IAS第34号の要求情報が「期中財務報告書の他の部分」に表示される場合の取扱いの明確化
IAS第38号 (改訂)	無形資産	2016年1月1日	2017年8月期	償却の許容される方法の明確化
IFRS第5号 (改訂)	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業	2016年1月1日	2017年8月期	非流動資産について、所有者分配目的保有の分類要件を満たさなくなった場合、又は分類を売却目的保有から所有者分配目的保有に変更する場合の会計処理の明確化
IFRS第7号 (改訂)	金融商品：開示	2016年1月1日	2017年8月期	譲渡金融資産に対する継続的関与の判断基準の明確化 金融資産及び金融負債の相殺表示に関する期中財務諸表への適用可能範囲の明確化
IFRS第10号 (改訂)	連結財務諸表	2016年1月1日	2017年8月期	投資企業を会計処理する際の要求事項の明確化
IFRS第12号 (改訂)	他の企業への関与の開示	2016年1月1日	2017年8月期	投資企業の開示の明確化
IAS第7号 (改訂)	キャッシュ・フロー計算書	2017年1月1日	2018年8月期	財務活動に係る負債の変動の開示要求

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用年度	新設・改訂の概要
IAS第12号 (改訂)	法人所得税	2017年1月1日	2018年8月期	公正価値で測定される負債性金融商品の未実現損失に係る繰延税金資産の会計処理の明確化
IFRS第2号 (改訂)	株式に基づく報酬	2018年1月1日	2019年8月期	特定の株式報酬取引の分類及び測定にみられる実務上のばらつきを解消するための改訂
IFRS第9号 (2014)	金融商品	2018年1月1日	2019年8月期	以下の事項が、IAS第39号からIFRS第9号へ置き換わります。 金融資産の分類、測定及び減損 金融負債の分類及び測定 ヘッジ会計
IFRS第15号 (改訂)	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2019年8月期	顧客との契約に適用する収益認識のための会計処理及び開示の改訂
IFRS第16号 (改訂)	リース	2019年1月1日	2020年8月期	リースに関する会計処理及び開示の改訂
IFRS第10号 (改訂)	連結財務諸表	※	—	関連会社等に対する資産の売却等の会計処理の明確化
IAS第28号 (改訂)	関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	※	—	関連会社等に対する資産の売却等の会計処理の明確化

※ IASBは2015年12月に当該改訂について、持分法に関するリサーチ・プロジェクトから生じる改訂が確定するまで発効日を延期することを決定している。

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループでは衣料品販売を主たる事業として、「国内ユニクロ事業」「海外ユニクロ事業」「グローバルブランド事業」を主な報告セグメントとして区分し、グループ戦略を立案・決定しております。

なお、各報告セグメントに含まれる事業と主要製品は、以下のとおりであります。

国内ユニクロ事業：日本で展開するユニクロ事業（衣料品）

海外ユニクロ事業：海外で展開するユニクロ事業（衣料品）

グローバルブランド事業：ジーユー事業、セオリー事業、コントワー・デ・コトニエ事業、プリンセス タム・タム事業、J Brand事業（衣料品）

(2) セグメント収益及び業績の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は「3. 重要な会計方針」における記載と同一です。

なお、当社グループでは報告セグメントに資産及び負債を配分しておりません。

(3) セグメント収益及び業績に関する情報

前連結会計年度（自 2014年9月1日 至 2015年8月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計	その他 (注1)	調整額 (注2)	連結合計
	国内 ユニクロ 事業	海外 ユニクロ 事業	グローバル ブランド 事業				
売上収益	780,139	603,684	295,316	1,679,140	2,641	—	1,681,781
営業利益 (又は営業損失)	117,249	43,376	14,418	175,045	114	△10,695	164,463
セグメント利益 (税引前利益)	119,651	42,914	14,362	176,928	114	3,633	180,676
その他の項目							
減価償却費等	7,475	16,865	6,682	31,024	181	6,552	37,758
減損損失	106	3,426	6,083	9,616	—	6,530	16,146

(注1) 「その他」の区分に含まれる事業は、不動産賃貸業等であります。

(注2) 「調整額」の区分は、主に各報告セグメントに帰属しない収益及び全社費用であります。また、「調整額」に区分した減損損失は「15. 減損損失」に記載しているシステム投資関連に係る減損損失であります。

当連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計	その他 (注1)	調整額 (注2)	連結合計
	国内 ユニクロ 事業	海外 ユニクロ 事業	グローバル ブランド 事業				
売上収益	799,817	655,406	328,557	1,783,782	2,691	—	1,786,473
営業利益 (又は営業損失)	102,462	37,438	9,520	149,421	235	△22,364	127,292
セグメント利益 (税引前利益)	100,456	37,138	9,297	146,892	235	△56,890	90,237
その他の項目							
減価償却費等	7,190	17,623	6,605	31,419	156	5,221	36,797
減損損失	1,747	5,833	14,816	22,397	—	—	22,397

(注1) 「その他」の区分に含まれる事業は、不動産賃貸業等であります。

(注2) 「調整額」の区分は、主に各報告セグメントに帰属しない収益及び全社費用であります。

(4) 地域別に関する情報

前連結会計年度（自 2014年9月1日 至 2015年8月31日）

1 外部顧客への売上収益

（単位：百万円）

日本	中国	その他海外	合計
967,178	204,916	509,687	1,681,781

2 非流動資産（金融資産及び繰延税金資産を除く）

（単位：百万円）

日本	中国	その他海外	合計
56,670	25,143	120,548	202,362

当連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

1 外部顧客への売上収益

（単位：百万円）

日本	中国	その他海外	合計
1,033,058	239,720	513,694	1,786,473

2 非流動資産（金融資産及び繰延税金資産を除く）

（単位：百万円）

日本	中国	その他海外	合計
63,945	22,194	92,281	178,421

7. 企業結合及び非支配持分の取得

前連結会計年度（自 2014年9月1日 至 2015年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

該当事項はありません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
現金及び預金	305,204	270,051
MMF、投資信託、譲渡性預金	50,007	115,379
合計	355,212	385,431

9. 売掛金及びその他の短期債権

売掛金及びその他の短期債権の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
売掛金	40,931	40,509
受取手形	66	45
未収入金	4,459	5,290
貸倒引当金	△679	△667
差引計	44,777	45,178

信用リスク管理、売掛金及びその他の短期債権の公正価値は、注記「30. 金融商品」に記載しております。

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
商品	255,736	265,831
貯蔵品	4,270	4,172
合計	260,006	270,004

担保に差し入れている棚卸資産はありません。

費用として認識された棚卸資産の評価減の金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
評価減の金額	3,427	3,866

11. その他の金融資産・金融負債

その他の金融資産・金融負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
金融資産		
売却可能金融資産	574	1,636
貸付金及び債権		
貸付金及び債権	98,225	260,373
貸倒引当金	△265	△218
貸付金及び債権計	97,960	260,155
合計	98,534	261,792
流動資産合計（その他の短期金融資産）	22,593	184,239
非流動資産合計（長期金融資産）	75,940	77,553

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
金融負債		
償却原価で測定されるその他の金融負債		
有利子負債	38,035	283,465
預り金	1,394	1,805
預り敷金・保証金	1,555	1,400
合計	40,985	286,672
流動負債合計（その他の短期金融負債）	15,471	12,581
非流動負債合計（長期金融負債）	25,513	274,090

12. その他の資産・負債

その他の資産・負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
その他の資産		
前払費用	11,818	11,954
長期前払費用	4,755	4,453
その他	3,941	5,580
合計	20,514	21,987
流動資産	15,748	17,534
非流動資産	4,766	4,453

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
その他の負債		
未払費用	24,248	24,484
従業員有給休暇債務	3,793	4,494
その他	21,341	16,575
合計	49,382	45,554
流動負債	35,714	31,689
非流動負債	13,668	13,865

13. 有形固定資産

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取得原価	建物及び 構築物	器具備品及び 運搬具	土地	建設仮勘定	リース資産	合計
2014年9月1日残高	163,207	30,943	3,689	6,021	20,276	224,139
取得	19,917	9,326	—	11,339	4,818	45,401
処分	△8,906	△1,368	△343	—	△3,726	△14,344
建設仮勘定からの振替	10,004	833	—	△10,837	—	—
外貨換算差額等	11,540	△1,372	—	760	—	10,929
2015年8月31日残高	195,764	38,362	3,345	7,284	21,369	266,126
取得	17,646	5,342	—	16,584	6,529	46,103
処分	△8,941	△1,148	△1,383	—	△3,141	△14,614
建設仮勘定からの振替	11,092	—	—	△11,092	—	—
外貨換算差額等	△19,574	△3,303	—	△1,746	—	△24,624
2016年8月31日残高	195,986	39,253	1,962	11,029	24,757	272,990

(単位：百万円)

減価償却累計額及び 減損損失累計額	建物及び 構築物	器具備品及び 運搬具	土地	建設仮勘定	リース資産	合計
2014年9月1日残高	△83,907	△15,510	△315	—	△10,007	△109,741
減価償却費	△18,289	△7,170	—	—	△4,060	△29,520
減損損失	△3,334	△772	△387	—	△365	△4,858
処分	5,918	1,361	—	—	4,016	11,296
外貨換算差額等	△4,516	554	—	—	—	△3,961
2015年8月31日残高	△104,129	△21,537	△702	—	△10,416	△136,785
減価償却費	△19,953	△7,149	—	—	△3,939	△31,041
減損損失	△6,150	△1,387	—	—	△384	△7,922
処分	6,902	769	702	—	3,351	11,726
外貨換算差額等	9,102	3,783	—	—	—	12,886
2016年8月31日残高	△114,226	△25,520	—	—	△11,389	△151,136

(単位：百万円)

帳簿価額	建物及び 構築物	器具備品及び 運搬具	土地	建設仮勘定	リース資産	合計
2015年8月31日残高	91,635	16,825	2,643	7,284	10,952	129,340
2016年8月31日残高	81,759	13,733	1,962	11,029	13,368	121,853

リース資産の帳簿価額は、下記のとおりです。

(単位：百万円)

帳簿価額	建物及び 構築物	器具備品及び 運搬具	その他	合計
2015年8月31日残高	988	9,964	—	10,952
2016年8月31日残高	1,223	12,144	—	13,368

なお、当社グループの有形固定資産には、所有権に制約が付されているものや、抵当が付されているものはありません。

14. のれん及び無形資産

(1) のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取得原価	のれん	のれん以外の無形資産				無形資産 合計
		ソフト ウェア	商標権	その他 無形資産	合計	
2014年9月1日時点の残高	38,410	33,688	20,158	22,762	76,608	115,018
外部購入	—	6,759	—	368	7,128	7,128
処分	—	△2,223	—	△673	△2,896	△2,896
外貨換算差額等	3,688	3	3,292	2,661	5,956	9,645
2015年8月31日時点の残高	42,098	38,227	23,450	25,119	86,797	128,896
外部購入	—	10,164	6	131	10,302	10,302
処分	—	△7,233	—	△324	△7,558	△7,558
外貨換算差額等	△3,952	△286	△3,398	△3,851	△7,535	△11,487
2016年8月31日時点の残高	38,146	40,871	20,058	21,075	82,006	120,152

(単位：百万円)

償却累計額及び減損損失累計額	のれん	のれん以外の無形資産				無形資産 合計
		ソフト ウェア	商標権	その他 無形資産	合計	
2014年9月1日時点の残高	△11,694	△15,941	△5,315	△8,382	△29,640	△41,334
償却費	—	△6,146	—	△1,761	△7,907	△7,907
減損損失	△1,420	△6,135	△1,469	△2,232	△9,837	△11,258
処分	—	2,196	—	190	2,385	2,385
外貨換算差額等	△1,818	23	△785	△43	△805	△2,623
2015年8月31日時点の残高	△14,933	△26,005	△7,571	△12,229	△45,806	△60,739
償却費	—	△4,735	—	△1,019	△5,755	△5,755
減損損失	△7,565	—	△3,902	△2,995	△6,897	△14,463
処分	—	7,213	—	324	7,538	7,538
外貨換算差額等	2,260	207	984	1,928	3,120	5,381
2016年8月31日時点の残高	△20,237	△23,319	△10,488	△13,992	△47,800	△68,038

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれております。

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん	のれん以外の無形資産				無形資産 合計
		ソフト ウェア	商標権	その他 無形資産	合計	
2015年8月31日時点の残高	27,165	12,222	15,879	12,889	40,991	68,156
2016年8月31日時点の残高	17,908	17,552	9,570	7,083	34,205	52,114

(2) 重要なのれん及び無形資産

連結財政状態計算書に計上されているのれん及び無形資産は、主としてセオリー事業におけるのれん及び商標権であります。

一部の商標権等については、事業が継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断しております。

のれんと耐用年数を確定できない無形資産の資金生成単位別の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん			耐用年数を確定できない無形資産		
	国内 ユニクロ 事業	海外 ユニクロ 事業	グローバル ブランド 事業	国内 ユニクロ 事業	海外 ユニクロ 事業	グローバル ブランド 事業
2015年8月31日時点の残高	—	—	27,165	—	—	23,244
2016年8月31日時点の残高	—	—	17,908	—	—	15,244

15. 減損損失

当社グループは、当連結会計年度において、店舗資産及びJ Brand事業に係るのれん及び無形資産、並びに店舗賃貸関連権利等について、収益性の低下等により、減損損失を認識しました。

減損損失を認識した資産の種類別内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
建物及び構築物	3,334	6,150
工具器具及び備品	772	1,387
土地	387	—
リース資産	365	384
有形固定資産 計	4,858	7,922
ソフトウェア	6,135	—
のれん	1,420	7,565
商標権	1,469	3,902
その他無形資産	2,232	2,995
無形資産 計	11,258	14,463
その他の非流動資産(長期前払費用)	29	11
減損損失 計	16,146	22,397

(注) 「リース資産」は、工具器具及び備品に係るものであります。

当社グループは減損損失を前連結会計年度16,146百万円、当連結会計年度22,397百万円計上しており、連結損益計算書の「その他費用」に含まれています。

前連結会計年度(自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)

(1) 有形固定資産

概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っており、原則として各店舗を資金生成単位とし、回収可能価額は使用価値により算定しております。

減損損失は、店舗資産の収益性の低下等により当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

使用価値は、マネジメントが承認した予測と成長率を基礎としたキャッシュ・フローを用いて算定しております。なお、将来キャッシュフローがマイナスと見込まれるため、使用価値はゼロとして算定しております。

減損損失を計上した主な資金生成単位は以下のとおりです。

事業セグメント	資金生成単位	種類
海外ユニクロ事業	UNIQLO USA LLC等 販売用店舗	建物及び構築物等

(2) のれん及び無形資産等

(i) J Brand事業に係る減損損失

減損損失16,146百万円のうち、5,123百万円はJ Brand事業の所有するのれん、商標権及び顧客関連の無形資産等になります。減損損失認識後のJ Brand事業に係る資金生成単位の帳簿価額は、のれん11,401百万円、商標権7,005百万円、顧客関連の無形資産等4,249百万円となっております。

J Brand事業に係るのれん、商標権及び顧客関連の無形資産等の回収可能価額は処分費用控除後の公正価値にて算定しております。処分費用控除後の公正価値は以下の二つのアプローチ結果を勘案して決定しております。

① 経営者が予測し承認した計画を基礎に10年間の割引キャッシュフローに事業の継続価値を加味しております。割引率(税引後)は資金生成単位の加重平均資本コストを基礎に19.5%(税引前は27.5%)と算定しております。(インカム・アプローチ)

② 類似の資産に関する相場価額に基づいて算定しております。(マーケット・アプローチ)

この公正価値測定は、用いた評価技法への重大なインプットに基づき、レベル3の公正価値に区分しております。

減損テストに用いた主要な仮定である将来キャッシュフローの減少、又は、割引率が上昇した場合、追加の減損損失が生じる可能性があります。

(ii) システム投資関連に係る減損損失

減損損失16,146百万円のうち、6,530百万円はシステム関連の減損損失になります。なお、この減損損失6,530百万円はソフトウェア6,135百万円の他に有形固定資産及びその他の非流動資産に計上されているシステム関連機器の減損損失395百万円を含んでおります。

この減損は収益性の低下等により当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。当社は当該システム及び関連機器を1つの資金生成単位としてグルーピングをしており、当該システムが除却予定であるため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

当連結会計年度(自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)

(1) 有形固定資産

減損損失22,397百万円のうち、7,934百万円は店舗資産の収益性の低下等に伴い認識した減損損失であり、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位で行っており、原則として各店舗を資金生成単位とし、回収可能価額は使用価値により算定しております。

使用価値は、マネジメントが承認した予測と成長率を基礎としたキャッシュ・フローを13.9%で割り引いて算定しております。予測は原則として5年を限度としており、市場の長期平均成長率を超過する成長率は用いておりません。割引率(税引前)は、加重平均資本コストを基礎に算定しております。

なお、減損損失を計上した主な資金生成単位は以下のとおりです。

事業セグメント	資金生成単位	種類
国内ユニクロ事業	(株)ユニクロ 販売用店舗	建物及び構築物等
海外ユニクロ事業	UNIQLO USA LLC等 販売用店舗	建物及び構築物等

(2) のれん及び無形資産等

(i) J Brand事業に係る減損損失

減損損失22,397百万円のうち、13,861百万円はJ Brand事業の所有するのれん、商標権及び顧客関連の無形資産等になります。減損損失認識後のJ Brand事業に係る資金生成単位の帳簿価額は、のれん2,018百万円、商標権1,987百万円、顧客関連の無形資産等731百万円となっております。

J Brand事業に係るのれん、商標権及び顧客関連の無形資産等の回収可能価額は処分費用控除後の公正価値にて算定しております。処分費用控除後の公正価値は以下の二つのアプローチ結果を勘案して決定しております。

① 経営者が予測し承認した計画を基礎に10年間の割引キャッシュフローに事業の継続価値を加味しております。割引率(税引後)は資金生成単位の加重平均資本コストを基礎に22.0%(税引前は32.1%)と算定しております。(インカム・アプローチ)

なお、計画の前提となる成長率を用いて算定された将来キャッシュ・フローの金額又は実現時期に関する予測からの乖離については主に割引率に反映しております。

② 類似の資産に関する相場価額に基づいて算定しております。（マーケット・アプローチ）

この公正価値測定は、用いた評価技法への重大なインプットに基づき、レベル3の公正価値に区分しております。

減損テストに用いた主要な仮定である将来キャッシュフローの減少、又は、割引率が上昇した場合、追加の減損損失が生じる可能性があります。

（ii）店舗賃貸関連権利等に係る減損損失

減損損失22,397百万円のうち、601百万円はその他無形資産に含まれる店舗賃貸関連権利等に係る減損損失になります。

当該店舗賃貸関連権利等は耐用年数の確定出来ない無形資産であり、減損の兆候がある場合、若しくは、年に一度の減損テストが実施されます。当該店舗賃貸契約関連権利等の回収可能価額は外部専門家の評価に基づき算定された処分費用控除後の公正価値、または、使用価値のいずれか大きい方の金額で測定しております。

16. 持分法で会計処理されている投資

関連会社

当社グループの関連会社について、持分情報は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
持分法による投資利益	—	132
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	—	—
包括利益の持分合計	—	132
当社グループの関連会社に対する持分の帳簿価額合計	—	13, 132

当社は2016年6月に物流施設保有を目的とする国内の投資法人に出資を行っており、その財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しております。

当社が当投資法人への関与により晒されている損失の最大エクスポージャーは、当社の出資額に限定されており、持分法により会計処理されている投資として、連結財政状態計算書に13, 132百万円計上されております。また、当投資法人の当社グループ持分比率勘案後の当期利益及び包括利益は132百万円であり連結損益計算書及び包括利益計算書に計上されております。

当投資法人の資産合計は73, 127百万円であり、主に非流動の倉庫等関連資産により構成されております。当社は当投資法人に対し設立時より出資を行っており、のれんは計上しておりません。また当期に当投資法人から受け取った配当金はありません。

当社グループでは、当投資法人と倉庫賃貸等に係るリース契約を締結しております。

17. ファイナンス・リース債務

ファイナンス・リース債務の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	最低支払リース料総額		最低支払リース料総額の現在価値	
	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
ファイナンス・リースにかかる未払債務				
1年以内	4,302	4,954	4,188	4,821
1年超5年以内	8,185	9,956	8,073	9,679
5年超	—	1,568	—	1,567
合計	12,488	16,479	12,262	16,069
控除－将来財務費用	△226	△410	—	—
リース債務の現在価値	12,262	16,069	12,262	16,069
短期リース債務	—	—	4,188	4,821
長期リース債務	—	—	8,073	11,247

サブリース契約、未払変動リース料及びエスカレーション条項（リース契約金額の引き上げを定めた条項）並びにリース契約によって課された制限（配当、追加借入及び追加リースに関する制限など）はありません。

18. オペレーティング・リース債務

(1) 借手としてのリース

当社グループの解約不能オペレーティング・リースに係る将来の最低支払リース料総額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
1年以内	34,018	37,956
1年超5年以内	96,064	104,234
5年超	85,187	126,506
合計	215,270	268,696

各期の費用として認識したオペレーティング・リース契約の最低リース料総額及び変動リース料は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
最低リース料総額	103,298	90,544
変動リース料	63,139	80,811
合計	166,437	171,356

オペレーティング・リース契約の中には、未払変動リース料、更新又は購入オプション及びエスカレーション条項（リース契約金額の引き上げを定めた条項）を含みます。

リース契約によって課された制限（配当、追加借入及び追加リースに関する制限など）はありません。

(2) 貸手としてのリース

当社は、オペレーティング・リースとして賃借している物件の一部を転貸しており、貸主にサブリース料を支払う一方で、転貸先からサブリース料を受け取っております。

解約不能リースにかかる将来の最低受取リース料は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
1年内	8	3
1年超5年以内	—	14
5年超	—	3
合計	8	21

各期の収益として認識された変動リース料総額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
変動リース料	1,162	1,136

19. 繰延税金及び法人所得税

(1) 繰延税金

繰延税金資産及び繰延税金負債の増減内容は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2014年 9月1日	純損益を 通じて認識 (注)	その他の 包括利益に おいて認識	2015年 8月31日
一時差異				
未払事業税	2,073	305	—	2,378
賞与引当金繰入超過額	2,697	595	—	3,293
貸倒引当金繰入額	122	76	—	199
固定資産減損	998	2,244	—	3,243
有価証券評価差額金	△1	—	△69	△70
減価償却超過額	5,524	361	—	5,886
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△35,861	—	△16,180	△52,042
関係会社株式みなし譲渡損失	△2,203	208	—	△1,994
減価償却認容額	△3,505	△1,751	—	△5,256
無形資産	△4,747	806	—	△3,940
その他	4,593	921	—	5,515
小計	△30,308	3,770	△16,250	△42,788
繰越欠損金	4,177	2,445	—	6,623
純額	△26,130	6,215	△16,250	△36,165

(注) 純損益を通じて認識された額の合計と繰延税金費用との差額は、為替の変動によるものです。

(単位：百万円)

	2015年 9月1日	純損益を 通じて認識 (注)	その他の 包括利益に おいて認識	2016年 8月31日
一時差異				
未払事業税	2,378	△1,249	—	1,129
賞与引当金繰入超過額	3,293	91	—	3,385
貸倒引当金繰入額	199	△12	—	186
固定資産減損	3,243	310	—	3,553
有価証券評価差額金	△70	—	33	△36
減価償却超過額	5,886	533	—	6,419
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△52,042	—	74,659	22,617
関係会社株式みなし譲渡損失	△1,994	101	—	△1,893
減価償却認容額	△5,256	△240	—	△5,496
無形資産	△3,940	3,293	—	△647
その他	5,515	△371	—	5,143
小計	△42,788	2,456	74,693	34,361
繰越欠損金	6,623	△366	—	6,257
純額	△36,165	2,090	74,693	40,618

(注) 純損益を通じて認識された額の合計と繰延税金費用との差額は、為替の変動によるものです。

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金及び将来減算一時差異に関する税効果金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
繰越欠損金	9,590	15,488
将来減算一時差異	12,577	14,607
合計	22,167	30,095

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の税効果金額と繰越期限は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
1年目	—	—
2年目	—	—
3年目	—	—
4年目	—	—
5年目超	9,590	15,488
合計	9,590	15,488

繰延税金負債を認識していない子会社等に対する投資に係る一時差異

2015年8月31日及び2016年8月31日において繰延税金負債を認識していない子会社等に対する投資に係る将来加算一時差異の合計額は、それぞれ414,218百万円及び284,455百万円であります。

これらは当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高いことから、繰延税金負債を認識しておりません。

(2) 法人所得税

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
当期税金費用	68,110	40,772
繰延税金費用	△4,822	△4,609
合計	63,287	36,162

年度の法定実効税率と実際負担税率との調整は以下のとおりです。実際負担税率は当社グループの税引前利益に対する法人所得税の負担割合を表示しております。

なお、当社及び日本国内の子会社において、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から2016年9月1日に開始する連結会計年度および2017年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、2018年9月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となっております。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
未認識の繰延税金資産	2.0%	8.9%
海外子会社の適用する法定実効税率との差異	△4.2%	△7.9%
のれんの減損	0.3%	3.2%
住民税均等割	0.4%	1.0%
その他	0.8%	1.7%
実際負担税率	35.0%	40.0%

20. 買掛金及びその他の短期債務

買掛金及びその他の短期債務の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
買掛金	122,620	130,745
未払金	58,957	58,756
合計	181,577	189,501

21. 引当金

引当金の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
賞与引当金	17,735	16,802
資産除去債務引当金	15,083	16,126
合計	32,819	32,929
流動負債	22,615	22,284
非流動負債	10,203	10,645

引当金の増減内容は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	賞与引当金	資産除去債務 引当金	合計
2014年9月1日時点の残高	12,192	11,656	23,849
期中増加額	20,902	3,641	24,543
期中減少額（目的使用）	△15,806	△468	△16,274
時の経過による割引の戻し	—	153	153
その他	446	100	546
2015年8月31日時点の残高	17,735	15,083	32,819
期中増加額	21,088	1,800	22,888
期中減少額（目的使用）	△20,759	△356	△21,116
時の経過による割引の戻し	—	243	243
その他	△1,261	△644	△1,905
2016年8月31日時点の残高	16,802	16,126	32,929

各引当金の説明については、「3. 重要な会計方針（11）引当金」に記載しております。

22. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金等

	授権株式数 (無額面 普通株式)	発行済株式数 (無額面 普通株式)	流通株式数 (無額面 普通株式)	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)
2014年9月1日残高	300,000,000株	106,073,656株	101,918,611株	10,273	9,803
増減(注)	—	—	26,790株	—	1,720
2015年8月31日残高	300,000,000株	106,073,656株	101,945,401株	10,273	11,524
増減(注)	—	—	18,752株	—	1,546
2016年8月31日残高	300,000,000株	106,073,656株	101,964,153株	10,273	13,070

(注) 流通株式数の増減は、以下の自己株式の増減によるものであります。

(2) 自己株式及び資本剰余金

① 自己株式

	株数 (株)	金額 (百万円)
2014年9月1日残高	4,155,045	15,790
単元未満株式の買取請求による増加	228	11
ストック・オプション行使による減少	△27,018	△102
2015年8月31日残高	4,128,255	15,699
単元未満株式の買取請求による増加	149	6
ストック・オプション行使による減少	△18,901	△72
2016年8月31日残高	4,109,503	15,633

② 資本剰余金

(単位：百万円)

	資本準備金	自己株式 処分差損益	ストック・ オプション	その他	合計
2014年9月1日残高	4,578	1,856	1,642	1,726	9,803
自己株式の処分	—	700	—	—	700
株式報酬取引による増加	—	—	1,019	—	1,019
2015年8月31日残高	4,578	2,556	2,662	1,726	11,524
自己株式の処分	—	546	—	—	546
株式報酬取引による増加	—	—	945	—	945
その他	—	8	△8	53	53
2016年8月31日残高	4,578	3,112	3,599	1,779	13,070

株式報酬取引(ストック・オプション)の詳細については、注記「29. 株式報酬制度」に記載しております。

(3) その他の資本の構成要素

非支配持分に含まれるその他の包括利益の各項目の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
在外営業活動体の換算差額	△774	△2,648
キャッシュ・フロー・ヘッジ	667	△1,400
その他の包括利益	△107	△4,049

(4) 配当

配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。これらの配当は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき行います。

支払われた配当の総額は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2014年9月1日 至 2015年8月31日）

決議年月日	配当の総額（百万円）	1株当たりの配当額（円）
2014年11月3日 取締役会決議	15,287	150
2015年4月9日 取締役会決議	17,838	175

当連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

決議年月日	配当の総額（百万円）	1株当たりの配当額（円）
2015年11月4日 取締役会決議	17,840	175
2016年4月7日 取締役会決議	18,861	185

普通株式に関する配当案は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
配当の総額（百万円）	17,840	16,824
1株当たりの配当額（円）	175	165

普通株式に関する配当案については、各連結会計年度末日後の取締役会で承認しており、各連結会計年度末時点で、負債として認識されておりません。

23. 売上収益

売上収益の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
売上収益		
商品売上高	1,677,016	1,782,033
サービス売上高	4,765	4,440
合計	1,681,781	1,786,473

24. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	68,474	71,611
地代家賃	166,437	171,356
減価償却費及びその他償却費	37,758	36,797
委託費	29,324	33,602
人件費	230,815	242,033
その他	139,053	147,555
合計	671,863	702,956

25. その他収益及びその他費用

その他収益及びその他費用の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
その他収益		
為替差益(注)	5,809	—
固定資産売却益	43	135
持分法による投資利益	—	132
その他	2,929	2,095
合計	8,782	2,363

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
その他費用		
為替差損（注）	—	11,095
固定資産除却損	2,479	1,052
減損損失	16,146	22,397
その他	2,366	2,567
合計	20,992	37,112

(注) 営業取引から発生した為替差損益はその他収益及びその他費用に計上しております。

26. 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
金融収益		
為替差益（注）	15,084	—
受取利息	1,434	2,349
受取配当金	42	14
その他	792	—
合計	17,354	2,364

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
金融費用		
為替差損（注）	—	36,955
支払利息	1,137	2,402
その他	3	62
合計	1,141	39,420

(注) 営業取引以外から発生した為替差損益は金融収益及び金融費用に計上しております。

27. その他の包括利益

各年度の「その他の包括利益」に含まれている、各包括利益項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は、以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2014年9月1日 至 2015年8月31日）

	(単位：百万円)				
	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
売却可能金融資産	△585	—	△585	△69	△655
在外営業活動体の換算差額	14,040	—	14,040	—	14,040
キャッシュ・フロー・ヘッジ	142,536	△86,004	56,531	△16,180	40,350
合計	155,991	△86,004	69,986	△16,250	53,735

当連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

	(単位：百万円)				
	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
売却可能金融資産	71	—	71	33	105
在外営業活動体の換算差額	△43,312	—	△43,312	—	△43,312
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△168,603	△56,295	△224,899	74,659	△150,239
合計	△211,844	△56,295	△268,140	74,693	△193,447

28. 1株当たり情報

前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)		当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)	
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	7,366.07	1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	5,634.35
基本的1株当たり当期利益 (円)	1,079.42	基本的1株当たり当期利益 (円)	471.31
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	1,078.08	希薄化後1株当たり当期利益 (円)	470.69

(注) 基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
基本的1株当たり当期利益		
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	110,027	48,052
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期利益 (百万円)	110,027	48,052
期中平均株式数 (株)	101,932,225	101,955,026
希薄化後1株当たり当期利益		
当期利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (株)	126,749	134,476
(うち新株予約権)	(126,749)	(134,476)

29. 株式報酬制度

当社グループでは、当社及び当社子会社の従業員に対して、その当社グループの利益に対する貢献に報いるとともに、当社の株価とそれらの者の受ける利益を連動化させることで、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行しております。

1. スtock・オプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション等の内容

	第1回新株予約権Aタイプ	第1回新株予約権Bタイプ
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 7名 当社子会社従業員 3名	当社従業員 266名 当社子会社従業員 413名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 上限3,370株	普通株式 上限77,542株
付与日	2010年11月8日	2010年11月8日
権利確定条件	付与日 (2010年11月8日) 以降、権利確定日 (2013年11月7日) まで継続して勤務していること。	付与日 (2010年11月8日) 以降、権利確定日 (2010年12月7日) まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2010年11月8日～2013年11月7日	2010年11月8日～2010年12月7日
権利行使期間	2013年11月8日～2020年11月7日	2010年12月8日～2020年11月7日
決済方法	持分決済	持分決済

	第2回新株予約権Aタイプ	第2回新株予約権Bタイプ
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 14名 当社子会社従業員 4名	当社従業員 139名 当社子会社従業員 584名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 上限13,894株	普通株式 上限51,422株
付与日	2011年11月15日	2011年11月15日
権利確定条件	付与日（2011年11月15日）以降、権利確定日（2014年11月14日）まで継続して勤務していること。	付与日（2011年11月15日）以降、権利確定日（2011年12月14日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2011年11月15日～2014年11月14日	2011年11月15日～2011年12月14日
権利行使期間	2014年11月15日～2021年11月14日	2011年12月15日～2021年11月14日
決済方法	持分決済	持分決済

	第3回新株予約権Aタイプ	第3回新株予約権Bタイプ
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 18名 当社子会社従業員 8名	当社従業員 136名 当社子会社従業員 615名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 上限10,793株	普通株式 上限39,673株
付与日	2012年11月13日	2012年11月13日
権利確定条件	付与日（2012年11月13日）以降、権利確定日（2015年11月12日）まで継続して勤務していること。	付与日（2012年11月13日）以降、権利確定日（2012年12月12日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2012年11月13日～2015年11月12日	2012年11月13日～2012年12月12日
権利行使期間	2015年11月13日～2022年11月12日	2012年12月13日～2022年11月12日
決済方法	持分決済	持分決済

	第4回新株予約権Aタイプ	第4回新株予約権Bタイプ
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 19名 当社子会社従業員 11名	当社従業員 180名 当社子会社従業員 706名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 上限7,564株	普通株式 上限29,803株
付与日	2013年12月3日	2013年12月3日
権利確定条件	付与日（2013年12月3日）以降、権利確定日（2016年12月2日）まで継続して勤務していること。	付与日（2013年12月3日）以降、権利確定日（2014年1月2日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2013年12月3日～2016年12月2日	2013年12月3日～2014年1月2日
権利行使期間	2016年12月3日～2023年12月2日	2014年1月3日～2023年12月2日
決済方法	持分決済	持分決済

	第5回新株予約権Aタイプ	第5回新株予約権Bタイプ
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 36名 当社子会社従業員 16名	当社従業員 223名 当社子会社従業員 785名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 上限21,732株	普通株式 上限33,062株
付与日	2014年11月14日	2014年11月14日
権利確定条件	付与日（2014年11月14日）以降、権利確定日（2017年11月13日）まで継続して勤務していること。	付与日（2014年11月14日）以降、権利確定日（2014年12月13日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2014年11月14日～2017年11月13日	2014年11月14日～2014年12月13日
権利行使期間	2017年11月14日～2024年11月13日	2014年12月14日～2024年11月13日
決済方法	持分決済	持分決済

	第6回新株予約権Aタイプ	第6回新株予約権Bタイプ
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 15名 当社子会社従業員 19名	当社従業員 274名 当社子会社従業員 921名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 上限2,847株	普通株式 上限25,389株
付与日	2015年11月13日	2015年11月13日
権利確定条件	付与日（2015年11月13日）以降、権利確定日（2018年11月12日）まで継続して勤務していること。	付与日（2015年11月13日）以降、権利確定日（2015年12月12日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2015年11月13日～2018年11月12日	2015年11月13日～2015年12月12日
権利行使期間	2018年11月13日～2025年11月12日	2015年12月13日～2025年11月12日
決済方法	持分決済	持分決済

	第6回新株予約権Cタイプ
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 26名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 上限6,072株
付与日	2015年11月13日
権利確定条件	付与日（2015年11月13日）以降、権利確定日（2018年11月12日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2015年11月13日～2018年11月12日
権利行使期間	2018年11月13日
決済方法	持分決済

（注）株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの費用処理額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
費用処理額		
株式報酬費用	1,849	1,539

(2) スtock・オプション等の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2016年8月期)において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプション等の数及び平均行使価格
ストック・オプション

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
	株数 (株)	株数 (株)
権利確定前		
期首未確定残高	30,375	34,172
付与	54,794	34,308
失効	△4,790	△957
権利確定	△46,207	△35,089
期末未確定残高	34,172	32,434

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
	株数 (株)	株数 (株)
権利確定後		
期首未行使残高	64,774	83,147
権利確定	46,207	35,089
権利行使	△27,018	△18,940
失効	△816	△415
期末未行使残高	83,147	98,881

株式報酬の権利行使価額は、1円としております。

② 行使日時点の株価

当連結会計年度(2016年8月期)に行使されたストック・オプション等は以下のとおりです。

種類	行使株数(株)	行使日の加重平均株価(円)
ストック・オプション	18,940	36,491

③ 残存契約年数

当連結会計年度（2016年8月期）の未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は6.87年です。

また、前連結会計年度（2015年8月期）の未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は7.63年です。

2. スtock・オプション等の公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第6回新株予約権Aタイプ、Bタイプ、Cタイプについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	第6回新株予約権Aタイプ	第6回新株予約権Bタイプ
株価変動性（注）1	35%	33%
予想残存期間（注）2	6.5年	5.04年
予想配当（注）3	350円／株	350円／株
無リスク利子率（注）4	0.083%	0.044%

	第6回新株予約権Cタイプ
株価変動性（注）1	34%
予想残存期間（注）2	3.0年
予想配当（注）3	350円／株
無リスク利子率（注）4	0.008%

（注）1. Aタイプ6.5年間（2009年5月から2015年10月まで）Bタイプ5.04年間（2010年11月から2015年10月まで）Cタイプ3年間（2012年11月から2015年10月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 付与日から権利行使日までの合理的な期間として見積もった年数となっております。

3. 2015年8月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りです。

また、前連結会計年度において付与された第5回新株予約権Aタイプ、Bタイプについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	第5回新株予約権Aタイプ	第5回新株予約権Bタイプ
株価変動性（注）1	36%	34%
予想残存期間（注）2	6.5年	5.04年
予想配当（注）3	300円／株	300円／株
無リスク利子率（注）4	0.254%	0.168%

（注）1. Aタイプ6.5年間（2008年5月から2014年10月まで）Bタイプ5.04年間（2009年11月から2014年10月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 付与日から権利行使日までの合理的な期間として見積もった年数となっております。

3. 2014年8月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りです。

3. スtock・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

30. 金融商品

(1) 資本リスク管理

当社グループは、持続的な成長を実現し、企業価値を最大化するために資本管理をしております。

当社グループの資本と純負債の対比は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
有利子負債	38,035	283,465
現金及び現金同等物	355,212	385,431
純負債（差引）	△317,176	△101,965
資本	774,804	597,661

当社グループは、企業価値を最大化するため、キャッシュ・フロー重視の経営を行っており、2015年8月31日及び2016年8月31日現在、現金及び現金同等物の金額が有利子負債を超えるポジションを維持しております。

また、当社グループは2016年8月31日現在、外部から資本規制を受けておりません。

(2) 重要な会計方針

各金融資産、金融負債、資本性金融商品に関する認識基準、測定的基础、損益認識に関する重要な会計方針は、「3. 重要な会計方針」で開示しています。

(3) 金融商品の分類

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
<金融資産>		
貸付金及び債権		
売掛金及びその他の短期債権	44,777	45,178
その他の短期金融資産	22,593	184,239
その他の長期金融資産	75,366	75,916
売却可能金融資産	574	1,636
デリバティブ		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	595	8
ヘッジ手段として指定された金融資産	156,895	560
<金融負債>		
償却原価で測定される金融負債		
買掛金及びその他の短期債務	181,577	189,501
その他の短期金融負債	15,471	12,581
長期金融負債	25,513	274,090
デリバティブ		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	38	16
ヘッジ手段として指定された金融負債	61	72,371

非継続事業及び売却目的で保有する処分グループに含まれる上記項目はありません。また、公正価値オプションを採用した金融資産・負債はありません。

売却可能金融資産は、連結財政状態計算書における、「長期金融資産」に含まれております。

(4) 財務上のリスク管理

当社グループは、資金調達についてグループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）によるグループ資金の有効活用を図る一方、社債による調達や金融機関からの借り入れを行っております。

一時的な余資については利回りが確定しており、かつ、元本割れの可能性が極めて少ない金融商品を中心に運用することとしております。

デリバティブは、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(5) 市場リスク管理

当社グループは、グローバルな事業展開を行っており、為替及び資本性金融商品の価格変動リスクに晒されております。

① 為替変動リスク

1) 為替変動リスク管理

当社グループは、グローバルな事業展開を行っており、当社の営業拠点の現地通貨以外の通貨による売買取引及びファイナンスに関連する為替変動リスクに晒されております。

当社グループでは、外貨建営業債務について、通貨別半期別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約などを利用してヘッジしております。

輸入相当分につきまして為替予約契約を締結し、輸入為替レートの平準化を図ることにより、仕入コストの安定化を図っておりますが、これらについて、将来的に円安ドル高へ為替が大幅に変動し、その状況が長期化した場合、当社業績に悪影響を与える可能性があります。

また、為替予約契約について、当社はリスクの集中を識別しております。

当社グループが締結している為替予約契約の残高は、2016年8月31日現在で1,191,953百万円であります。

2) 為替感応度分析

各報告期間において、ユーロ、USドルが円に対して1%円高になった場合の、当社グループの当期利益及びその他の包括利益に与える影響額は、以下のとおりです。

計算にあたり使用した通貨以外の通貨は変動しないものと仮定しております。

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
平均為替レート (単位: 円)		
USドル	117.36	115.06
ユーロ	137.14	127.23
当期利益 (単位: 百万円)		
USドル	△1,281	△1,098
ユーロ	△70	△50
その他の包括利益 (単位: 百万円)		
USドル	△10,865	△9,609
ユーロ	△8	—

3) 通貨デリバティブ及びヘッジ

当社グループは、外貨建取引に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、ヘッジの要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。また、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとは、将来キャッシュ・フローの変動リスクを回避するためのヘッジであります。当社は予定取引に関するキャッシュ・フローの変動をヘッジするために為替予約を利用しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ取引の公正価額の変動はその他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に含まれており、ヘッジ対象が当期利益に認識された時点で当期利益へ振り替えております。

前期末及び当期末において1年以内に当期利益に振り替えられると見込まれるデリバティブ損益の金額(税効果後)は、それぞれ94,285百万円の利益及び11,979百万円の損失であります。

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

	平均為替レート		外貨 (百万外貨)		契約元本 (百万円)		公正価値 (百万円)	
	2015年 8月31日	2016年 8月31日	2015年 8月31日	2016年 8月31日	2015年 8月31日	2016年 8月31日	2015年 8月31日	2016年 8月31日
為替予約								
1 年超								
\$ 買 (EUR 売)	0.90 (€/\$)	0.88 (€/\$)	8	0	1,117	97	△0	0
1 年内								
\$ 買 (EUR 売)	0.89 (€/\$)	0.88 (€/\$)	13	23	1,507	2,428	△38	8
\$ 買 (KRW 売)	1,131.13 (KRW/\$)	1,198.33 (KRW/\$)	2	0	282	1	11	△0
\$ 買 (TWD 売)	31.58 (TWD/\$)	31.69 (TWD/\$)	39	7	4,680	806	181	0
\$ 買 (AUD 売)	— (AUD/\$)	1.35 (AUD/\$)	—	13	—	1,448	—	△17
\$ 買 (SGD 売)	1.33 (SG\$/ \$)	— (SG\$/ \$)	22	—	2,585	—	162	—
\$ 買 (THB 売)	33.47 (THB/\$)	— (THB/\$)	28	—	3,167	—	239	—

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

	平均為替レート		外貨 (百万外貨)		契約元本 (百万円)		公正価値 (百万円)	
	2015年 8月31日	2016年 8月31日	2015年 8月31日	2016年 8月31日	2015年 8月31日	2016年 8月31日	2015年 8月31日	2016年 8月31日
為替予約								
1 年超								
\$ 買 (円売)	106.01 (¥/\$)	109.31 (¥/\$)	5,659	6,133	599,999	670,443	62,547	△59,123
\$ 買 (EUR売)	0.88 (€/ \$)	0.87 (€/ \$)	2	39	299	3,917	1	0
\$ 買 (GBP売)	— (£/\$)	0.70 (£/\$)	—	20	—	1,951	—	154
\$ 買 (KRW売)	— (KRW/\$)	1,149.36 (KRW/\$)	—	302	—	32,000	—	△845
\$ 買 (SGD売)	— (SG\$/ \$)	1.37 (SG\$/ \$)	—	20	—	2,163	—	△17
1 年内								
\$ 買 (円売)	95.11 (¥/\$)	104.78 (¥/\$)	3,618	3,529	344,154	369,772	90,583	△8,945
\$ 買 (EUR売)	0.85 (€/ \$)	0.89 (€/ \$)	123	115	14,210	11,779	564	△22
\$ 買 (GBP売)	— (£/\$)	0.70 (£/\$)	—	47	—	4,488	—	379
\$ 買 (KRW売)	1,120.14 (KRW/\$)	1,169.03 (KRW/\$)	413	468	47,342	50,492	2,577	△2,416
\$ 買 (TWD売)	32.20 (TWD/\$)	32.54 (TWD/\$)	117	114	14,127	12,109	221	△345
\$ 買 (SGD売)	— (SG\$/ \$)	1.38 (SG\$/ \$)	—	72	—	7,581	—	△51
\$ 買 (THB売)	— (THB/\$)	35.56 (THB/\$)	—	71	—	7,544	—	△184
\$ 買 (MYR売)	3.70 (MYR/\$)	4.13 (MYR/\$)	10	46	1,091	4,885	152	△57
\$ 買 (AUD売)	1.30 (AU\$/ \$)	1.35 (AU\$/ \$)	23	36	2,617	3,798	222	△41
\$ 買 (RUB売)	— (RUB/\$)	75.3 (RUB/\$)	—	25	—	2,998	—	△319
\$ 買 (CAD売)	— (CAD/\$)	1.26 (CAD/\$)	—	11	—	1,134	—	21
\$ 買 (IDR売)	14,052.00 (IDR/\$)	— (IDR/\$)	5	—	663	—	25	—
€ 買 (円売)	139.05 (¥/€)	— (¥/€)	6	—	851	—	△49	—
KRW 買 (\$ 売)	0.001 (\$/KRW)	0.001 (\$/KRW)	2	1	255	107	△12	4

② 金利変動リスク管理

当社グループの有利子負債の殆どは社債であり、固定金利により調達されておりますが、有利子負債を超える現金及び現金同等物を維持しております。

現状においても金利支払が当社グループに与える影響は小さく、現在の金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えているため、金利感応度分析は行っておりません。

③ 資本性金融商品の価格変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品から生じる価格変動リスクに晒されております。短期トレーディング目的で保有する資本性金融商品はありません。

資本性金融商品については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

(6) 信用リスク管理

当社グループでは、債権の発生を伴う継続的取引を開始する時は取引先ごとに、与信限度額、及び必要に応じて与信期間を設定し、財務部門が管理しております。

売掛金は、広範囲の産業や地域に及ぶ多数の顧客に対するものであります。当社グループは、定期的取引先の信用調査を行っており、必要な場合には担保取得などの保全措置も講じております。

当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーは有しておりません。

敷金・保証金については、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等の早期把握により、リスク軽減を図っております。

① 金融資産及びその他の信用リスクのエクスポージャー

連結財務諸表で表示している減損控除後の帳簿価額は、担保資産を考慮に入れない場合の、当社の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値となります。

② 期日が経過又は減損している金融資産

報告期間の末日現在で期日が経過していない金融資産及び期日が経過しているが、減損していない金融資産の年齢分析は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	合計	期日経過前	期日経過額		
			90日以内	90日超 1年以内	1年超
2015年8月31日					
売掛金及びその他の短期債権（総額）	45,457	42,864	2,152	165	275
貸倒引当額	△679	△452	△2	△43	△180
売掛金及びその他の短期債権（純額）	44,777	42,411	2,150	121	95
その他の金融資産（総額）	98,800	98,681	10	77	30
貸倒引当額	△265	△265	—	—	—
その他の金融資産（純額）	98,534	98,415	10	77	30
2016年8月31日					
売掛金及びその他の短期債権（総額）	45,846	43,595	1,844	121	284
貸倒引当額	△667	△431	△6	△53	△176
売掛金及びその他の短期債権（純額）	45,178	43,164	1,838	68	107
その他の金融資産（総額）	262,010	261,955	—	5	49
貸倒引当額	△218	△214	—	△3	—
その他の金融資産（純額）	261,792	261,740	—	2	49

上記に記載する金融資産に関し、担保として保有する物件及びその他の信用補完をするものではありません。

当社グループは金融資産が減損した場合、減損を資産の帳簿価額から直接減額せず、貸倒引当金勘定により処理しています。

貸倒引当金の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	貸倒引当金（流動）	貸倒引当金（非流動）	合計
2014年9月1日時点の残高	511	76	588
期中増加額	436	276	712
期中減少額（目的使用）	△26	△24	△51
その他	△241	△63	△304
2015年8月31日時点の残高	679	265	945
期中増加額	150	49	199
期中減少額（目的使用）	△6	△32	△38
その他	△155	△64	△219
2016年8月31日時点の残高	667	218	885

当社グループは、期日を変更した債権も含めて回収が懸念される取引先の信用状態について、継続的にモニタリングしています。

そのモニタリングした信用状態に基づき、売上債権等の回収可能性を検討し、貸倒引当金を設定しております。

また、当社グループはグローバルに事業を展開している関係上、特定取引先への依存度が低く与信を分散化していることから、特定取引先の信用状態悪化による連鎖的な信用リスクへの影響は僅少です。

したがって、信用リスク集中を考慮した貸倒引当金を追加的に計上することはしておりません。

(7) 流動性リスク管理

当社グループは、適時に資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また、流動性リスクを管理する究極的な責任は、取締役会から委任を受けたCF0にあります。CF0の指示を受け、当社グループの財務部門が中心となり、適切に余剰金及び銀行からの借入枠を維持し、予算とキャッシュ・フローをモニタリングし、流動性リスクを管理しております。

(単位：百万円)

	帳簿残高	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2015年8月31日								
非デリバティブ金融負債								
買掛金及びその他の債務	181,577	181,577	181,577	—	—	—	—	—
長期借入金（1年以内返済 予定を除く）	15,884	15,884	—	2,536	3,654	4,847	4,847	—
1年以内返済予定長期借入 金	5,236	5,236	5,236	—	—	—	—	—
短期借入金	4,652	4,652	4,652	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
長期リース債務	8,073	8,073	—	3,495	2,720	1,488	368	—
短期リース債務	4,188	4,188	4,188	—	—	—	—	—
デリバティブ金融負債								
為替予約	100	—						
合計	219,713	219,613	195,654	6,031	6,375	6,335	5,215	—
2016年8月31日								
非デリバティブ金融負債								
買掛金及びその他の債務	189,501	189,501	189,501	—	—	—	—	—
長期借入金（1年以内返済 予定を除く）	11,955	11,955	—	3,112	4,323	4,323	196	—
1年以内返済予定長期借入 金	2,164	2,164	2,164	—	—	—	—	—
短期借入金	3,788	3,788	3,788	—	—	—	—	—
社債	249,486	249,486	—	—	29,959	—	99,828	119,698
長期リース債務	11,247	11,247	—	4,032	2,904	1,797	945	1,567
短期リース債務	4,821	4,821	4,821	—	—	—	—	—
デリバティブ金融負債								
為替予約	72,388	—						
合計	545,355	472,967	200,276	7,144	37,187	6,121	100,970	121,266

(注) 保証債務は履行可能性が高くないため、上記に含めておりません。

(8) 金融商品の公正価値

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)		当連結会計年度 (2016年8月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
短期借入金	4,652	4,652	3,788	3,788
長期借入金（注1）	21,121	21,270	14,120	14,298
社債（注2）	—	—	249,486	253,850
リース債務（注1）	12,262	12,197	16,069	16,001
合計	38,035	38,120	283,465	287,939

（注1） 長期借入金及びリース債務は、1年内返済予定の残高を含んでおります。

（注2） 当連結会計年度において発行した社債は以下のとおりです。

(単位：百万円)

会社名	銘柄	発行年月日	発行総額	利率（％）	償還期限
提出会社	第1回無担保普通社債	2015年12月18日	30,000	0.110	2018年12月18日
提出会社	第2回無担保普通社債	2015年12月18日	100,000	0.291	2020年12月18日
提出会社	第3回無担保普通社債	2015年12月18日	50,000	0.491	2022年12月16日
提出会社	第4回無担保普通社債	2015年12月18日	70,000	0.749	2025年12月18日

償却原価で測定する短期金融資産、短期金融負債、長期金融資産及び長期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しております。

社債の公正価値は、市場価格に基づき算定しております。

長期借入金及びリース債務の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務毎に、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 連結財政状態計算書において認識された公正価値の測定

以下は金融商品を当初認識した後、公正価値で測定された金融商品の分析であります。公正価値をレベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接、又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値により測定された金融商品

(単位：百万円)

2015年8月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売却可能金融資産	363	—	210	574
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債（純額）	—	556	—	556
ヘッジ手段として指定された金融資産・負債（純額）	—	156,834	—	156,834
純額	363	157,390	210	157,964

2016年8月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売却可能金融資産	1,424	—	212	1,636
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債（純額）	—	△8	—	△8
ヘッジ手段として指定された金融資産・負債（純額）	—	△71,810	—	△71,810
純額	1,424	△71,818	212	△70,182

レベル2のデリバティブ金融商品の評価にあたり、金利、イールド・カーブ、為替レート及び類似の金融商品に含まれるボラティリティ等の測定日における観察可能なデータを指標とする評価モデルを使用しております。

レベル3には非上場株式が含まれております。また、レベル3の購入、売却、発行及び決済による重要な増減はなく、レベル3からレベル2への振替はありません。

② 償却原価により測定された金融商品

社債、長期借入金及びリース債務の公正価値については、レベル2に分類しております。

31. 関連当事者情報

主要な経営幹部に対する報酬

当社グループの主要な経営幹部に対する報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当連結会計年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
短期従業員給付	364	364
合計	364	364

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2014年9月1日 至 2015年8月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	村山 徹	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接0.00	業務委託	経営人材育 成に係るコ ンサルティ ング契約	18	買掛金及び その他の短 期債務	1

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

実勢価格を参考としつつ、交渉の上決定しております。

当連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	村山 徹	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接0.00	業務委託	経営人材育 成に係るコ ンサルティ ング契約	18	買掛金及び その他の短 期債務	1

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

実勢価格を参考としつつ、交渉の上決定しております。

32. 重要な子会社

当社の重要な子会社は「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおりであります。

33. 支出に関するコミットメント

報告日以降の支出に関するコミットメントは以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年8月31日)	当連結会計年度 (2016年8月31日)
有形固定資産の購入コミットメント	8,825	9,889
無形資産の購入コミットメント	85	399
合計	8,910	10,288

34. 偶発債務

前連結会計年度（自 2014年9月1日 至 2015年8月31日）

当社グループにおいて、重要な偶発債務はありません。

当連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

当社グループにおいて、重要な偶発債務はありません。

35. 後発事象

前連結会計年度（自 2014年9月1日 至 2015年8月31日）

(1) 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行について

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定並びに2015年10月8日開催の当社取締役会決議に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対して、その当社グループの利益に対する貢献に報いるとともに、当社の株価とそれらの者の受ける利益を連動化させることで、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。その概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9) スtock・オプション制度の内容」に記載しております。

(2) 無担保社債の発行について

当社は、2015年11月25日開催の取締役会において、無担保社債の発行について以下のとおり包括決議いたしました。

(1) 発行金額	2,500億円以内（但し、この範囲内で複数回に分割して発行することを妨げない。）
(2) 発行予定期間	2015年11月26日から2017年11月5日まで
(3) 払込金額	額面100円につき100円
(4) 利率	償還期限に対応する日本国債流通利回り+0.6%以下
(5) 償還期限	3年以上10年以内
(6) 償還方法	満期一括償還
(7) 資金使途	設備投資資金、運転資金、投融資資金及び借入金返済資金
(8) 発行条件の決定	発行金額、年限、利率、払込期日等の発行条件の決定は、取締役会決議の範囲内で代表取締役会長兼社長に一任する。

当連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

(1) 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行について

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定並びに2016年10月13日開催の当社取締役会決議に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対して、その当社グループの利益に対する貢献に報いるとともに、当社の株価とそれらの者の受ける利益を連動化させることで、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。その概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9) スtock・オプション制度の内容」に記載しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	520,303	1,011,653	1,434,616	1,786,473
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	77,666	82,041	122,095	90,237
四半期 (当期) 利益 (親会社の所 有者に帰属) (百万円)	48,024	47,043	71,010	48,052
基本的 1 株当たり四半期 (当期) 利益 (円)	471.07	461.43	696.50	471.31

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
基本的 1 株当たり四半期利益 (円) 又は四半期損失 (△)	471.07	△9.63	235.07	△225.16

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年8月31日)	当事業年度 (2016年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	145,192	177,827
営業未収入金	※1 11,818	※1 12,232
有価証券	39,943	115,357
関係会社短期貸付金	49,226	51,689
未収還付法人税等	17,979	20,597
関係会社未収入金	3,036	12,156
繰延税金資産	867	1,011
その他	1,821	2,782
貸倒引当金	△0	△187
流動資産合計	269,886	393,466
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,860	6,231
減価償却累計額	※3 △4,412	※3 △4,703
建物（純額）	1,448	1,527
構築物	298	298
減価償却累計額	※3 △212	※3 △217
構築物（純額）	86	81
工具、器具及び備品	1,475	1,512
減価償却累計額	※3 △1,355	※3 △1,399
工具、器具及び備品（純額）	119	112
土地	1,158	1,158
リース資産	135	52
減価償却累計額	※3 △133	※3 △0
リース資産（純額）	2	52
建設仮勘定	—	3,677
有形固定資産合計	2,815	6,609
無形固定資産		
ソフトウェア	10,179	13,601
ソフトウェア仮勘定	1,124	2,583
その他	73	64
無形固定資産合計	11,377	16,249
投資その他の資産		
投資有価証券	553	14,620
関係会社株式	75,810	111,595
関係会社出資金	12,629	10,336
関係会社長期貸付金	29,898	70,555
敷金及び保証金	5,986	5,065
繰延税金資産	—	570
その他	1,051	2,015
貸倒引当金	△0	—
投資その他の資産合計	125,930	214,760
固定資産合計	140,122	237,619
資産合計	410,009	631,086

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年 8 月31日)	当事業年度 (2016年 8 月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	4,251	8,102
未払費用	715	649
預り金	※1 23,939	※1 22,693
賞与引当金	1,614	1,620
その他	521	428
流動負債合計	31,043	33,494
固定負債		
社債	—	250,000
預り保証金	1,126	1,100
繰延税金負債	1,072	—
その他	759	716
固定負債合計	2,959	251,817
負債合計	34,002	285,312
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,273	10,273
資本剰余金		
資本準備金	4,578	4,578
その他資本剰余金	2,550	3,071
資本剰余金合計	7,129	7,650
利益剰余金		
利益準備金	818	818
その他利益剰余金		
別途積立金	185,100	185,100
繰越利益剰余金	185,400	154,782
利益剰余金合計	371,318	340,701
自己株式	△15,699	△15,633
株主資本合計	373,023	342,992
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	329	△818
評価・換算差額等合計	329	△818
新株予約権	2,654	3,599
純資産合計	376,007	345,773
負債純資産合計	410,009	631,086

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当事業年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
営業収益		
事業会社運営等収入	※1 30,265	※1 30,377
関係会社配当金等収入	※1 88,805	※1 68,911
営業収益合計	119,071	99,289
営業費用		
事業費並びに販売費及び一般管理費		
給与手当	4,280	4,777
賞与	396	298
賞与引当金繰入額	1,106	1,289
地代家賃	4,419	5,045
減価償却費	6,438	4,940
委託費	13,923	15,832
その他	10,662	11,467
営業費用合計	41,227	43,651
営業利益	77,844	55,637
営業外収益		
受取利息	292	517
有価証券利息	39	99
為替差益	11,218	—
その他	132	181
営業外収益合計	11,683	799
営業外費用		
支払利息	42	802
為替差損	—	45,657
その他	239	706
営業外費用合計	282	47,166
経常利益	89,245	9,270
特別利益		
有価証券売却益	1,773	—
その他	1	—
特別利益合計	1,775	—
特別損失		
固定資産除却損	※2 9	※2 0
有価証券売却損	1,081	—
投資有価証券評価損	15,591	18,996
減損損失	6,530	—
その他	—	489
特別損失合計	23,212	19,486
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	67,808	△10,215
法人税、住民税及び事業税	586	△15,002
法人税等調整額	△3,005	△1,297
法人税等合計	△2,418	△16,300
当期純利益	70,227	6,084

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2014年9月1日 至 2015年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	10,273	4,578	1,856	6,435	818	185,100	148,299	334,217
当期変動額								
新株の発行 （新株予約権の行使）			694	694				
剰余金の配当							△33,126	△33,126
当期純利益							70,227	70,227
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	694	694	-	-	37,101	37,101
当期末残高	10,273	4,578	2,550	7,129	818	185,100	185,400	371,318

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△15,790	335,136	△4,515	△4,515	1,634	332,255
当期変動額						
新株の発行 （新株予約権の行使）		694				694
剰余金の配当		△33,126				△33,126
当期純利益		70,227				70,227
自己株式の取得	△11	△11				△11
自己株式の処分	102	102				102
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			4,845	4,845	1,019	5,865
当期変動額合計	90	37,886	4,845	4,845	1,019	43,751
当期末残高	△15,699	373,023	329	329	2,654	376,007

当事業年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	10,273	4,578	2,550	7,129	818	185,100	185,400	371,318
当期変動額								
新株の発行 （新株予約権の行使）			521	521				
剰余金の配当							△36,702	△36,702
当期純利益							6,084	6,084
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	521	521	－	－	△30,617	△30,617
当期末残高	10,273	4,578	3,071	7,650	818	185,100	154,782	340,701

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△15,699	373,023	329	329	2,654	376,007
当期変動額						
新株の発行 （新株予約権の行使）		521				521
剰余金の配当		△36,702				△36,702
当期純利益		6,084				6,084
自己株式の取得	△6	△6				△6
自己株式の処分	72	72				72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,148	△1,148	945	△202
当期変動額合計	66	△30,030	△1,148	△1,148	945	△30,233
当期末残高	△15,633	342,992	△818	△818	3,599	345,773

【注記事項】

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～10年

器具備品 5年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 繰延資産の処理方法

（1）社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

（1）消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（2）連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する主な資産及び負債は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2015年8月31日)	当事業年度 (2016年8月31日)
営業未収入金	11,730百万円	12,159百万円
預り金	23,704	22,371

※2 偶発債務

	前事業年度 (2015年8月31日)	当事業年度 (2016年8月31日)
家賃保証	94,814百万円	83,793百万円
金融機関からの借入金等に対する保証債務	20,916	13,629

※3 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが、下記のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当事業年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
営業収益		
事業会社運営等収入	27,782百万円	26,119百万円
関係会社配当金等収入	88,805	68,991

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2014年9月1日 至 2015年8月31日)	当事業年度 (自 2015年9月1日 至 2016年8月31日)
ソフトウェア	9百万円	0百万円

(有価証券関係)

前事業年度 (2015年8月31日現在)

子会社株式 (貸借対照表計上額 75,810百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2016年8月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式111,595百万円、関連会社株式13,000百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2015年8月31日)	当事業年度 (2016年8月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	596百万円	563百万円
減価償却超過額	402	459
関係会社株式評価損	28,471	32,840
減損損失	2,158	-
貸倒引当金繰入額	0	57
その他有価証券評価差額金	-	427
繰越欠損金	641	3,544
その他	2,518	4,710
繰延税金資産小計	34,788	42,603
評価性引当額	△31,694	△39,088
繰延税金資産合計	3,093	3,514
繰延税金負債		
関係会社株式みなし譲渡損失	△1,994	△1,893
その他	△1,304	△38
繰延税金負債合計	△3,298	△1,931
繰延税金資産の純額	△204	1,582

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2015年8月31日)	当事業年度 (2016年8月31日)
法定実効税率	35.6%	-%
(調整)		
受取配当金益金不算入	△46.4	-
評価性引当額の増減	6.0	-
外国源泉税	0.8	-
その他	0.4	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△3.5	-

(注) 当事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から2016年9月1日に開始する事業年度および2017年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、2018年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響額は軽微であります。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

当事業年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）

（１） 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行について

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定並びに2016年10月13日開催の当社取締役会決議に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対して、その当社グループの利益に対する貢献に報いるとともに、当社の株価とそれらの者の受ける利益を連動化させることで、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。その概要は、「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（９）ストックオプション制度の内容」に記載しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	1,448	376	-	296	1,527	4,703
	構築物	86	-	-	4	81	217
	工具、器具及び備品	119	36	-	44	112	1,399
	土地	1,158	-	-	-	1,158	-
	リース資産	2	52	-	2	52	0
	建設仮勘定	-	3,677	-	-	3,677	-
	計	2,815	4,143	-	348	6,609	6,321
無形 固定資産	ソフトウェア	10,179	8,005	-	4,583	13,601	-
	ソフトウェア仮勘定	1,124	9,464	8,005	-	2,583	-
	リース資産	13	-	-	8	5	-
	その他	58	-	-	0	58	-
	計	11,377	17,469	8,005	4,592	16,249	-

(注) 1 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

資産の種類	金額（百万円）	内容
ソフトウェア	8,005	新システム構築費用

2 当期減少額の主なものは次のとおりであります。

資産の種類	金額（百万円）	内容
ソフトウェア仮勘定	8,005	新システム構築費用（新システム運用開始に伴い、ソフトウェアへ振替）

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （目的使用） （百万円）	当期減少額 （その他） （百万円）	当期末残高 （百万円）
貸倒引当金	0	187	-	0	187
賞与引当金	1,614	1,620	1,614	-	1,620

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、全額洗替えによるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで										
定時株主総会	決算期の翌日から3ヶ月以内										
基準日	8月31日										
剰余金の配当の基準日	2月末日、8月31日										
1単元の株式数	100株										
単元未満株式の買取り	(特別口座) 取扱場所 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 取次所 _____ 以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額 (算式) 1単元当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち <table> <tr> <td>100万円以下の金額につき</td><td>1.150%</td></tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下の金額につき</td><td>0.900%</td></tr> <tr> <td>500万円を超え1,000万円以下の金額につき</td><td>0.700%</td></tr> <tr> <td>1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき</td><td>0.575%</td></tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき</td><td>0.375%</td></tr> </table> (円未満の端数が生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。	100万円以下の金額につき	1.150%	100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%	500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%	1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%	3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
100万円以下の金額につき	1.150%										
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%										
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%										
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%										
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%										
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.fastretailing.com/jp/ir										
株主に対する特典	なし										

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第54期（自 2014年9月1日 至 2015年8月31日）2015年11月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及び添付書類

2015年11月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告及び確認書

第55期第1四半期（自 2015年9月1日 至 2015年11月30日）2016年1月14日関東財務局長に提出

第55期第2四半期（自 2015年12月1日 至 2016年2月29日）2016年4月14日関東財務局長に提出

第55期第3四半期（自 2016年3月1日 至 2016年5月31日）2016年7月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書を2015年11月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）の規定に基づく臨時報告書を2016年10月13日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）の規定に基づく臨時報告書を2016年10月13日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）の規定に基づく臨時報告書を2016年10月13日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2016年10月13日提出の臨時報告書（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）の訂正報告書を2016年11月11日関東財務局長に提出

2016年10月13日提出の臨時報告書（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）の訂正報告書を2016年11月11日関東財務局長に提出

2016年10月13日提出の臨時報告書（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）の訂正報告書を2016年11月11日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2016年11月25日

株式会社ファーストリテイリング

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	網本 重之	Ⓔ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子 秀嗣	Ⓔ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東 朋	Ⓔ
--------------------	-------	------	---

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストリテイリングの2015年9月1日から2016年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社ファーストリテイリング及び連結子会社の2016年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファーストリテイリングの2016年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ファーストリテイリングが2016年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2016年11月25日

株式会社ファーストリテイリング

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 網本 重之 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金子 秀嗣 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊東 朋 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストリテイリングの2015年9月1日から2016年8月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストリテイリングの2016年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年11月25日
【会社名】	株式会社ファーストリテイリング
【英訳名】	FAST RETAILING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 柳井 正
【最高財務責任者の役職氏名】	グループ上席執行役員 CFO 岡崎 健
【本店の所在の場所】	山口県山口市佐山717番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長である柳井正及びグループ上席執行役員CFO岡崎健は、当社並びに連結子会社（以下、「当社グループ」とする）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2016年8月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社グループについて財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性を考慮し、以下の手順及び方法で決定しました。

まず、全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては原則、当社グループ全体を評価対象としました。ただし、一部の連結子会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、評価範囲に含めておりません。

次に、業務プロセスについては、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を指標に、当連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスを評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

